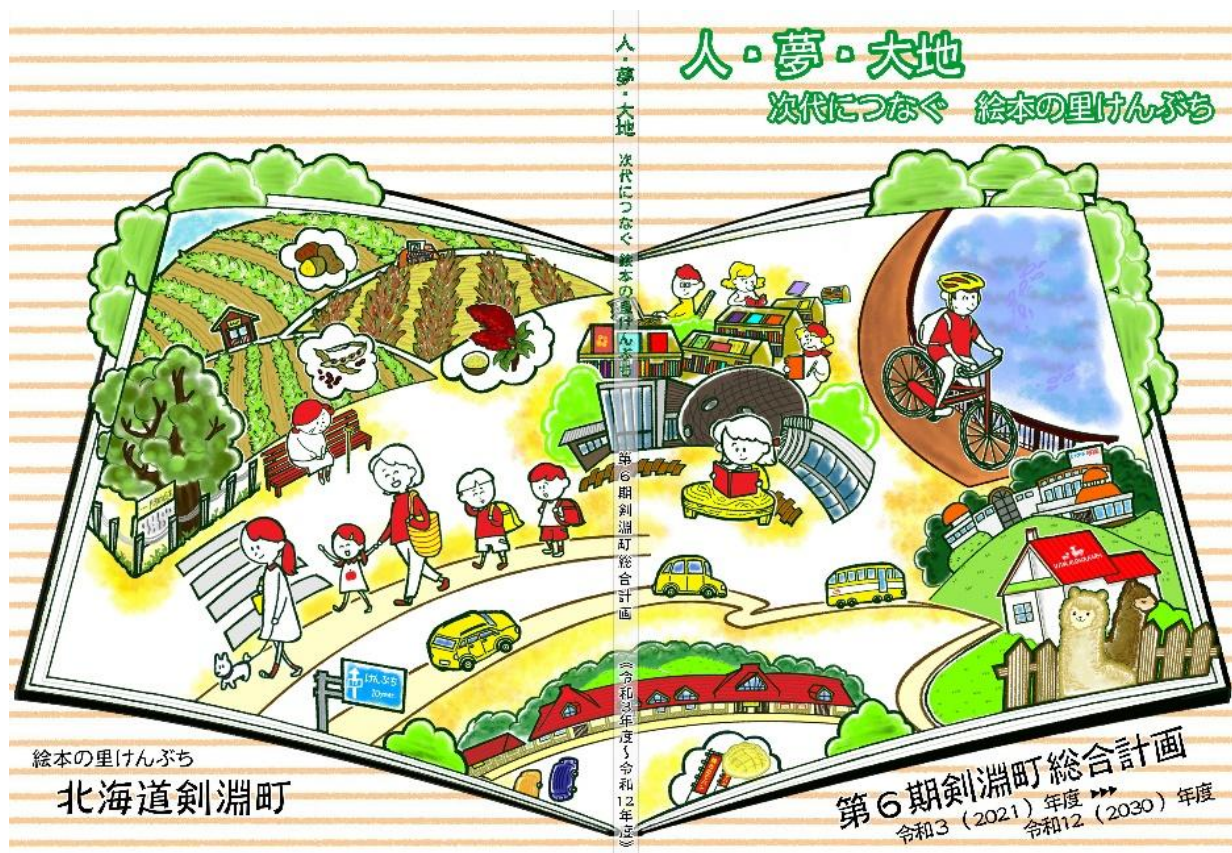


第6期剣淵町総合計画

後期基本計画



令和8年3月
北海道剣淵町

もくじ

第1章 働く場と地域の活力があるまちをつくる	1
1 農業	1
2 林業	7
3 商工業	9
4 観光	11
5 雇用、勤労者福祉	13
第2章 こどもを育てやすく学びを楽しめるまちをつくる	14
1 こども・若者、子育て支援	14
2 小中学校教育	22
3 高等学校	28
4 青少年健全育成	29
5 生涯学習・スポーツ、社会教育	30
6 文化財、郷土資料	34
第3章 健康と支え合いを大切にするまちをつくる	35
1 保健、医療	35
2 地域福祉	39
3 高齢者福祉	45
4 障がい者(児)福祉	49
第4章 豊かな環境と共生し安全に暮らせるまちをつくる	54
1 自然保護、環境共生	54
2 景観、環境美化	56
3 排水処理、し尿処理	57
4 ごみ処理、リサイクル	58
5 公園	60
6 火葬場、墓地	61
7 防災	62
8 消防、救急	64
9 交通安全	66
10 防犯	67
第5章 使いやすく持続可能な生活基盤があるまちをつくる	68
1 土地利用	68
2 住宅、宅地	70
3 水道	71
4 道路	72
5 河川整備	74
6 公共交通	75
7 情報通信	77
第6章 人の絆と知恵で小さくても元気なまちをつくる	78
1 町外への情報発信、町外との交流	78
2 町内の交流、住民活動	80
3 男女共同参画	82
4 広報、広聴、情報共有	83
5 行政運営	85
6 財政運営	87
【指標一覧】	89

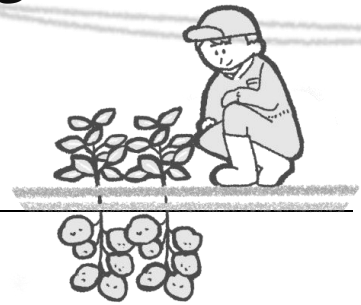


第1章 働く場と地域の活力があるまちをつくる

1 農業

めざす方向、姿

- ◎ 一人ひとりの希望に沿った農業の支援
- ◎ 取り巻く市場や環境への対応力の強化
- ◎ 新たな技術や手段の活用促進
- ◎ 安心や豊かさを感じる絵本の里らしい農業の継承



関連する個別計画(計画期間)	農業振興計画(2026~2030) 食育推進計画(2023~2027)
----------------	--

施策1 農業経営の改善、安定を促進します。

《現状》

- 機械で作りやすい麦・大豆・ソバの作付が増える一方、労働力が必要な野菜類、根菜類の作付が減少傾向にあります。
- 規模の拡大とともに法人化する農家も少しずつ増えていますが、小規模で経営する農家もあり、大規模農家と小規模農家の二極化が進んでいます。
- 連作に起因した土地の疲弊による地力の低下、透排水性悪化に起因した生産性の後退、品質の低下が一部の農作物で見られます。
- アンケートで「スマート農業を導入している」との回答は全体の3割を占め、50代以下では約半数が導入していると回答しています。
- 経営形態の多様化が進む中、農業生産技術に加え、経営管理やマーケティング、労務管理など多岐にわたる知識を身につけることが重視されています。
- 全国的な傾向として、高齢化にともない、高齢者の農作業事故が増えています。

【必要なこと】

- ◇野菜の作付の推奨など小規模や高齢でも農業を継続できる作付や、こだわりを持った営農など、それぞれの農家が望む農業を支援することが必要です。
- ◇水田政策の見直しなど国の動向を注視し、経営安定に向けた支援を継続することが必要です。
- ◇野菜づくりに重要な「土壌診断と施肥設計」などを推進していくことが必要です。
- ◇「スマート農業」をはじめ新しい技術を積極的に活用し、省力化や品質の向上等を促進していくことが必要です。
- ◇生産技術以外の農業経営に関する知識の習得を促進していくことが必要です。
- ◇本町でも農業者の高齢化が進んでおり、農作業中の事故を未然に防ぐことが重要です。



施策を進めるために

- 国の動向や個々の農家が望む農業経営のあり方をふまえ、支援します。
- 生産技術の向上、スマート農業など新しい技術の活用、普及を促進します。
- 農地の状況を把握、分析するとともに、各作物に最適な土づくりを進めます。
- 農業経営についての知識習得や情報収集を支援します。

施策2 安全で持続可能な農業を推進します。

《現状》

- 本町では、一部の生産者で、早くから減農薬、有機農業を取り入れたクリーン農業に取り組んでいますが、生産者の減少、高齢化により、購入先からのニーズに対応できない状況も見られます。
- 農村景観については、これまでの取り組みが概ね定着している一方、不要となった農業用資機材や廃棄物等が放置されたり、季節によっては野焼きによる煙が問題になるなど、解決していない部分もあります。
- 鳥獣被害は猟友会で捕獲し、和寒・剣淵広域有害鳥獣焼却施設で焼却処分しています。
- シカなど鳥獣による農業被害額が増えているほか、近年、クマ等の人の日常生活圏への出没が全国で増加し、2025(令和7)年に市町村長の判断により猟銃で駆除できる制度(緊急銃猟制度)が創設されました。

【必要なこと】

- ◇クリーン農業・有機農業に関心がある農家は一定量あり、環境負荷の軽減に配慮した栽培を推進し、これまで続けてきたクリーン農業を継承していくことが必要です。
- ◇環境保全の観点からも、稲わらをはじめ農業残さや農業系廃棄物等の適正処理や有効活用について促進していくことが必要です。
- ◇鳥獣による農業被害を防ぐ対策や、緊急銃猟実施に向けた体制整備が必要です。

施策を進めるために

- 環境負荷の軽減に配慮した栽培を推進します。
- 農村環境を保全する活動を促進します。
- 農業残さや農業系廃棄物等の適正処理と有効活用を促進します。
- 鳥獣被害、農作物の病害虫や家畜伝染病の侵入・拡大(まん延)を防止します。
- 農作業による事故を防ぎます。

施策3 育てやすく災害に強い農業基盤を維持します。

《現状》

- 本町は災害が少ない地域ですが、自然災害の発生頻度が高まっており、大雨の際には冠水する地域が見られます。集中豪雨等に耐えうる農地の機能強化や自然災害による農地等被害の復旧支援を進めてきましたが、生産基盤整備による土地改良を求める声は多く、特に暗渠排水施工が求められています。
- 国営や道営による大規模な農業基盤整備を行ってきましたが、未実施の農地が混在して



いることに加えて、整備事業から年数が経ち、一部の農作物では排水性悪化に起因した生産性の後退、品質の低下が見られます。整備には多額の費用がかかるため、助成措置がなければ実施は難しいと考える農家は多いですが、40歳代を中心に「必要なので実施したい」という声もあります。

- スマート農業の一環として、本町においても、今後、自動走行農機等の導入や水管理等へのICTの活用などが普及することが想定されます。

【必要なこと】

- ◇大雨時の冠水など近年の被害状況を把握し、未然防止に努めることが必要です。
- ◇大雨時には周辺道路なども冠水するため、建設課など関係課と連携し、災害に強い基盤整備を進めていくことが必要です。
- ◇農業基盤整備にあたっては、負担軽減を考慮しつつ、整備を進めていくことが必要です。
- ◇大区画化や緩傾斜化、通信環境の整備などスマート農業に対応することもふまえた基盤整備が必要です。

施策を進めるために

- 大雨による冠水をできるだけ防ぎ、被害を減らす基盤整備に努めます。
- 大規模な生産基盤整備は、農家の負担軽減やスマート農業の普及なども考慮しながら進めます。
- 自然災害による農地等被害の復旧を支援します。

施策4 継承を促進し、労働力を確保します。

《現状》

- 農業者の高齢化が進んでいますが、その一方で、後継者への継承も進んでおり、若手と高齢の年代の二極化が進んでいます。
- 新規就農希望者の受入れ、第三者への継承は課題として長年あげられていますが、規模拡大を希望する農家が多く、家族内での継承や農地の流動化が行われていることもあり、現時点では進んでいない状況です。しかし、アンケートで後継者について尋ねると、7割近くが「後継者がいない」と回答しており、その割合は前回よりも高まっています。「家族、親族以外で後継者の予定がある」と回答した割合は1.1%にとどまっています。
- 農作物の耕作委託希望は増えていますが、受託は増えない状況です。出面さんなど従来からの労働者の確保も難しくなっており、年齢や経営規模に関わらず、労働力不足を感じている農家は多い状況です。
- 農家と求職者を1日単位で結びつける1日農業バイトアプリを利用して短期の労働力を確保する農家や、外国人労働者を受入れる事業体が増えてきています。アンケートでは約3割が「条件や環境が整えば、労働力として受け入れることも考えられる」と回答しています。

【必要なこと】

- ◇継承した後も、農業者同士の交流機会やネットワークをつくる機会、知識や技術を習得する機会などが持てるよう、促進していくことが必要です。
- ◇新規就農者への継承も含め、各農家の意向に沿った継承が進むよう促進していくことが必要です。
- ◇「スマート農業」による省力化を促進するとともに、労働力の確保に努めることが重要です。



◇長期雇用や外国人労働者の雇用には、労働環境のみならず、生活するための住居や日常生活のサポート体制なども整えていく必要があります。

- | 施策を進めるために |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●後継者への継承を支援します。 ●農業者相互のネットワークが広がり、知識や技術を学び合うことが増えるように促進します。 ●新規就農者、第三者への継承を支援します。 ●多様な視点から労働力の確保、省力化を促進します。 |

施策5 農地の流動化を推進し、生産性を高めます。

《現状》

- 農地の流動化と利用集積は現在も進んでいますが、一部高齢農家において小規模経営が継続されており、経営面積は小規模と大規模の二極化が進んでいます。
- 国の政策転換の影響もあり、優良な農地を求める担い手は多く、しばらくの間は若手や法人への農地の集積が進むと思われていますが、アンケートでは約2割が、不耕作地が「ある」と回答し、その割合は、わずかずつですが増えています。
- 地域農業者や関係機関との連携により、着実に担い手へ農地を集約していくための「地域計画」を策定し、農地中間管理機構*による「農用地利用集積等促進計画」に基づく売買と賃貸借により、農地の集積・集約化を進めています。



*農地中間管理機構

農地を貸したい人から農地を借り受け、農地を借りたい人に貸し付けることで農地の集約を図る組織です。北海道では公益財団法人北海道農業公社が農地中間管理機構に指定されています。

【必要なこと】

- ◇それぞれの農家が望む規模で経営を継続していくことができるよう、農地の流動化や生産性の高い農業基盤づくりを進める必要があります。
- ◇機械の大型化やスマート農業機械の導入が進むことで、傾斜地や狭小な土地など条件が不利な農地については耕作放棄地が増えることが懸念されます。
- ◇農地の流動化を進める中で、新たな担い手が参入できるしくみづくりを進めていく必要があります。
- ◇省力化や大規模化が進む中、より効率的な農業経営を実現していくために「地域計画」に基づいた農地利用を進めていく必要があります。
- ◇「地域計画」の推進、見直しにあたっては、幅広く関係者に参加を呼びかける必要があります。
- ◇「農用地利用集積等促進計画」に基づく売買と賃貸借については、事前に地域計画の変更が必要となり、一連の手続きに時間を要するため、引き続き対象者への周知と説明が必要です。



施策を進めるために

- 農地の管理体制を強化し、不耕作地の発生を防止します。
- 「地域計画」に基づき農地の集約化等を進めるとともに、定期的に見直します。

施策6 他の分野と連携した取り組みを進めます。

《現状》

- 食育、地産地消に関する「食育推進計画」を策定し、農業・保健・教育分野等で推進しています。農業では、学校給食への地場農産物の提供、地場農産物による食品開発、住民への直接販売などを通して、地産地消の推進とともに「けんぶち産」の食の魅力伝えていきます。
- 剣淵高等学校には農業系列があり、栽培技術や食品製造など、剣淵の農業に根ざした教育を行っているほか、農家の協力を得て農業実習を行っています。卒業後、町内で農業に携わる人もいます。
- 本町では、福祉施設と連携し、ジュースやレトルトポテト、芋団子などの加工品づくりの分野などで「農福連携」が行われています。加工品づくりにあたっては、加工団体による農産加工指導や農業者からの食材提供、加工に必要な機械導入の支援などを行っています。求められている供給量に十分な生産量を確保できない状況も見られます。
- 本町の農業と触れ合う機会として、農業者主導で就農希望者や修学旅行生を対象とした農業体験ツアーが行われているほか、上川地域での取り組みとして、農業体験を取り入れた教育旅行や宿泊研修が行われています。

【必要なこと】

- ◇保育や教育など食育に関わる他の分野との相互連携を深めながら、食育、地産地消を進める必要があります。
- ◇剣淵高校との連携を深めながら地域に根差した農業振興にともに取り組んでいく必要があります。
- ◇加工製造の受託作業を担う福祉施設の施設・設備の劣化、利用者の障害程度の重度化や高齢化、加工団体の活動規模の縮小などで、商品の増産や新たな商品開発がしづらい状況もありますが、生産団体に無理のかからない範囲で農福連携による加工品づくりを進めていく必要があります。
- ◇他の分野との連携をより一層深め、体験ツアーの新たな魅力も高めながら、参加希望者の掘り起こしを図っていく必要があります。
- ◇関係人口*の拡大や新規就農を考えるきっかけにつなげていく必要があります。



*関係人口

移住者や一度訪れた観光客ではなく、特定の地域に、継続的に多様な形で関わる人のことです。地域の課題解決や活性化を地域とともに行う人たちとして期待されています。

施策を進めるために

- 観光や教育、商工業と連携し、「農業体験」「食育」「地産地消」を進めます。
- 福祉と連携し、「農福連携」を進めます。
- 剣淵高校との連携を深め、農業振興や活性化を促進します。
- 周辺自治体と連携し、農業体験を取り入れた観光・交流や研修を推進します。



施策7 「けんぶち産」の付加価値を高めます。

《現状》

- 農作物を直接取引や直接販売する農家は増えており、アンケートでも「既に取り組んでいる」「関心がある」ともに前回より高くなっています。
- 2021(令和3)年から販売を始めた「けんぶちキヌア」も特産品として定着しつつあり、町内での認知度も進んでいます。近年は、老舗米屋が開催する品評会で剣淵産の米が最優秀賞を受賞し注目されるなど、新たな動きも見られます。
- 農業の町である剣淵町では、ふるさと納税の返礼品として農産物が多く使われています。
- 「けんぶち農業ブランド化推進協議会」が主体となり、本町農産物の販売を行っています。「絵本の里からこどもにやさしい農産物、加工品をお届けしたい」という産地の想いを込めた農業ブランドマークを制作し、剣淵町産の農産物や農産加工品のパッケージ等に活用しています。

【必要なこと】

- ◇個人での販売のほか、道の駅での販売、ふるさと納税の返礼品としての利用など、「けんぶち産」を販売する機会が増える中、「けんぶち産」の販売拡大を希望する農業者を後押ししていくことが必要です。
- ◇他地域との差別化、認知度や付加価値の向上など「けんぶち産」の売上向上を促進していくことが必要です。
- ◇「けんぶち産」の特長をより効果的に伝えていくため、けんぶち農業ブランド化推進協議会と生産者双方の事前協議や意見交換を増やすなど連携を深めることが必要です。
- ◇生産や加工に携わる人たちの高齢化、減少により、大量生産・販売が難しいものもありますが、「けんぶち産」の担い手となってもらえるよう取り組みを支援していくことが必要です。

施策を進めるために

- 「けんぶち産」を使った加工品づくりを支援します。
- 「けんぶち産」の販路拡大やブランド化を推進します。





2 林業

めざす方向、姿

◎ 100年先を見通した森林づくり、持続可能な森林経営体制づくり

関連する個別計画(計画期間)

森林整備計画(2023~2032)

施策1 「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源を循環させます。

《現状》

- 本町の総面積のうち森林面積は約3割で、すべて民有林(私有林・町有林)です。町有林は森林全体の1割強で、林業を主体とした経営者はいません。森林面積のうち約4割はカラマツ、トドマツを主体とした人工林で、約5割は35年生以下の若齢林です。
- 剣淵町と土別市で組織する土別地区森林組合で森林の保全、管理を行っています。
- 林業収益性の低下や森林所有者の高齢化、不在村(山林の所有者の居住地が町外であること)などが進み、自ら施業や経営を行うことが難しい森林所有者が増加しています。そのような中、森林整備等に必要な財源を確保するための「森林環境税および森林環境譲与税」が創設され、私有林の整備を行っています。

【必要なこと】

- ◇伐採可能な林齢に達する人工林が多く、計画的な森林整備を推進することが重要です。
- ◇適切な間伐や保育を実施していくとともに、今後これらの森林が順次伐期を迎え、伐採を中心とした森林作業が増加することをふまえ、森林施業の合理化を促進していくことが必要です。
- ◇利用可能な人工林資源を有効に活用するため、森林環境税および森林環境譲与税を活用した森林管理をより一層進めていくことが必要です。
- ◇近年大規模な林野火災が発生しており、鳥獣被害とともに防止に努めることが必要です。

施策を進めるために

- 森林の状況に応じて、間伐や保育を適切に進めます。
- 森林環境税および森林環境譲与税を活用した森林管理を行います。
- 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入を促進します。
- 森林での災害や野生鳥獣による被害を防ぎます。



施策2 木づかい運動や木育を進めます。

《現状》

- 上川管内では、管内の市町村・森林組合等を対象に「上川森林認証協議会」を設立し、森林の保全と森林資源の加工・流通体制を整備するため、森林認証(SGEC)*を広域で取得しています。
- 人工林を伐って使うとともに、植えて育てることも進めることで持続可能な森林づくりをめざし、国産材利用を拡大していく「木づかい運動」や、木材・木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さと利用の意義を学んでもらう「木育」を展開しています。



*森林認証(SGEC)

森林環境保全に配慮しながら木材が生産されている森林に「認証」を与えることです。その森から生産される木材製品には「SGECマーク」をつけることができます。SGECは森林認証の一つです。




【必要なこと】

- ◇安定した地域材の活用や森林の保全に向けて、森林資源を認証材として加工・流通させるとともに、本町においても積極的に利活用していくことが必要です。
- ◇「木づかい運動」や「木育」を通じて、森林の役割とその大切さを知ってもらい、広く森林に関心を持ってもらう取り組みが必要です。

施策を進めるために

- 認証材の加工・流通を通じて広域連携で森林を保全します。
- 地域材の利用(木づかい運動)を進めます。
- 木育を進めます。



3 商工業

めざす方向、姿

- ◎ 住みやすい町に不可欠な身近な買い物環境の維持
- ◎ 町外からも訪れる店づくり、商品開発の支援
- ◎ 事業を継ぎたい、始めたいという人たちの支援

施策1 身近な商工業の魅力が高まるようにします。

《現状》

- 商店街ではイベントなどを開催し、身近な買い物の場としての魅力向上に努めています。
- 閉店した店に代わる事業所の誘致を行ったほか、公共交通乗合自動車(じんじん号)の運行や福祉関係機関との連携などにより、買い物困難者の解消に努めています。

【必要なこと】

- ◇町民の暮らしを支えるサービスの維持や身近な買い物の場として、より一層魅力を高めていくため、町民の消費者ニーズにかなう商店の種類や商品の充実が必要です。
- ◇町外の人にも商店街を利用してもらえるように、観光客が購入したいと思う品揃えや商品開発する必要があります。
- ◇商店街の空き店舗・空き地の利活用を促進し、商店街の賑わいや再生に挑戦する人を支援する必要があります。

施策を進めるために

- 店や事業所が取り組む活動を支援します。
- 地域の商工業が連携して取り組む活動を支援します。
- 高齢者など買い物に行くことが難しい町民の買い物を支援します。

施策2 地域経済を支える商工業の振興を促進します。

《現状》

- 中小企業などへの新規就業者に対して、奨励金により支援するなど、定住人口の確保と定着を図っています。
- 新たに起業する方を支援するため、商工会と連携し、相談窓口の設置、各種補助金等の活用を促進しています。

【必要なこと】

- ◇町内商工業を維持するため、商工会や関係機関と連携し、町内事業者の状況を把握し必要な支援を行うことが必要です。
- ◇商工会と連携し、町内で新たに事業を始めたい方や事業承継を行いたい方への相談支援、開業に向けた支援、事業の定着化に向けた支援など、事業の増加や拡大、継承につながる伴走支援体制の整備が必要です。
- ◇既存の地域資源の活用と地域雇用の創出を目的に、企業誘致に努める必要があります。
- ◇地域経済の活性化と交流人口の拡大に向けて、トップセールスやイベント等を実施するこ

とが必要です。



施策を進めるために

- 商工業者の経営に関する課題解決、事業承継を支援します。
- 商工業者の積極的な経営活動を支援します。
- 企業の誘致、起業の支援に努めます。

施策3 消費生活に関する困りごとやトラブルを解消します。

《現状》

○町内で消費生活に関する相談や情報の提供に努めているほか、士別地区広域消費生活センターでは専門の相談員が常勤しており、1市3町(士別市・和寒町・幌加内町・剣淵町)の消費生活全般に関する相談や問い合わせなどを受け付けています。

【必要なこと】

◇消費行動が多様化するなか、消費に関する相談も多様化しているため、関係機関と連携し、未然防止に向けた取り組みとともに、相談の充実や消費者トラブルの速やかな解決に努める必要があります。

施策を進めるために

- 消費者トラブルを未然に防ぐための広報、啓発活動、相談対応などを行います。
- 消費者トラブルが発生した場合、速やかに関係機関との情報共有、連携を行います。



4 観光



めざす方向、姿

◎ 観光・交流で剣淵を盛り上げようという人たちが育ち、増えていくよう支援

関連する個別計画(計画期間)

観光振興ビジョン(期間未設定)

施策1 観光を進める体制を充実させ、観光に来たいと思う情報を町外に発信します。

《現状》

- 観光協会を中心に、観光に関する情報発信や企画、運営を行っています。
- 町のホームページや SNS、道内外でのPR活動などを通じて、観光ポイント、イベントの情報を提供するなど、町の魅力を伝えています。
- 多言語表記や動画などを活用し、外国人にも魅力や情報が伝わるように努めています。

【必要なこと】

- ◇町、商工会など各種団体、地域住民等とともに観光協会をサポートしながら町全体で情報発信を積極的に行っていくことが必要です。
- ◇観光情報を発信する方法は多様化するなか、対象者を絞った情報発信ができるツールを活用するなど各種手段の特長をいかした情報発信に努めることが必要です。

施策を進めるために

- 観光を進める体制を充実させます。
- インターネットやメディアを通じて情報発信します。
- 町の特徴「絵本」を通じて情報発信します。
- 今あるネットワークを活かして情報発信します。

施策2 観光資源の魅力高め、増やします。

《現状》

- 町内には、絵本の館、アルパカ牧場、道の駅、キャンプ場、桜岡公園、宿泊・温泉施設などの観光施設があります。

【必要なこと】

- ◇絵本の里らしい自然景観や農村風景の魅力を発掘・発信し、町外からの誘客を図ることが必要です。
- ◇年間を通して誘客を図るため、イベントや体験型観光等を民間と連携して取り組んでいく必要があります。

施策を進めるために

- 既存の観光施設の環境や機能を向上させます。
- 剣淵の食を活用します。
- 他の分野と連携した取り組みをします。
- 新たな観光資源を発掘、創造します。



施策3 点在する観光スポットをつなげ、滞在を促します。

《現状》

- 道の駅、レークサイド桜岡、まちの駅、絵本の館などでレンタサイクルを無料で貸し出ししており、町内にある40km、20kmの自転車コースをはじめ町内の観光に利用することができます。
- 道北地域への更なる観光客の誘因を目的に、土別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会を設立し、広域で観光振興に取り組んでいます。

【必要なこと】

- ◇道の駅に多くの観光客が立ち寄るため、道の駅での情報発信を充実させ、町内へ誘客していくことが必要です。
- ◇レンタサイクルの利用者が増加する一方、貸出場所が減少しており、貸出場所の確保が必要です。
- ◇近隣自治体と連携し、広域で観光振興を図り、滞在を促すことが必要です。

施策を進めるために

- 町内での滞在を楽しむための情報提供、企画を充実させます。
- 近隣自治体と連携し、広域で観光振興を促進します。

施策4 イベントや企画で、観光客を呼び込みます。

《現状》

- 町内では四季折々のイベント、絵本の里にちなんだイベント、施設を活かしたイベントなどを開催しています。
- 1市3町(土別市、幌加内町、和寒町、剣淵町)内の4つのエリアの食と景観を楽しむサイクリングイベント「ぐるっとライド」は、広域での観光事業として定着しています。
- 観光協会や土別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会では、誘客を図るための企画を実施し、観光振興を促進させています。

【必要なこと】

- ◇町内イベントの目的を明確にするとともに、目的にあった内容で実施できたか検証しながら内容を充実させていくことが必要です。
- ◇町内にある既存の施設や観光資源を活かしたイベント、広域での観光事業を行い、旭川圏・道央圏等からの観光客を呼び込んでいくことが必要です。
- ◇既存施設と自然環境を連携し、イベントやコンテンツを誘致・充実させ、地域全体で観光客をもてなす環境をつくる必要があります。

施策を進めるために

- 既存の観光施設等を活かした来訪を促すイベントを開催します。
- 広域で観光客を呼び込む観光事業を実施します。



5 雇用、勤労者福祉

めざす方向、姿

- ◎ 働きたい人と働く人を求める事業所がつながるようにする
- ◎ 労働者のスキルアップ、キャリアアップの支援

施策1 就労支援、就労環境の安定に努めます。

《現状》

- 求職者や季節労働者が、通年雇用で就労できるように、技術向上の支援情報、資格取得の支援情報、働く人を求める事業所の情報等を周知しています。
- 町内には、若年層の就業志向に合う就労の機会が少なく、人口流出の要因となっていますが、福祉や農業などの分野で働く人が不足している状況です。また、農業では繁忙期に労働力が不足する状況が見られますが、時期が限られるため、通年雇用や安定した雇用にはつながらない状況が多くみられます。

【必要なこと】

- ◇上川北部地域人材開発センターや士別地域通年雇用促進協議会など関係機関との連携し、仕事に役立つ技術の向上や通年雇用を促進していくことが必要です。
- ◇町内で多様な働き方ができるよう促進するとともに、求人側と求職者側のニーズが一致しない雇用のミスマッチを解消していくことが重要です。
- ◇他の業務、分野との連携により通年雇用を促進するなど、就労環境の安定に努めることが必要です。
- ◇潜在的な労働力と地域事業者のニーズを結びつけ、柔軟な就労機会を創出することにより地域産業の活性化と安定化を図ることが必要です。

施策を進めるために

- 働く方を求める企業の情報が、働きたい方に伝わるよう努めます。
- 技術の向上、資格取得の支援に努めます。
- 季節労働者対策を推進し、通年雇用に向けた支援に努めます。



第2章 こどもを育てやすく学びを楽しめるまちをつくる

1 こども・若者、子育て支援

めざす方向、姿

- ◎ こどもの幸せや利益を第一に考えていく「こどもまんなか社会の実現」
- ◎ こどもが幸せを感じながらすごせるまち
- ◎ ライフステージごとの支援とともに、切れ目のない支援に努める
- ◎ 子育てにかかる様々な負担を軽減する

関連する個別計画(計画期間)

こども計画(2025~2029)

施策1 こどもの権利の尊重を再認識し、悩みや困りごとの把握に努めます。

《現状》

- こどもや若者の権利が保障され、健やかな成長を社会全体で後押しすることで、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をめざし施行された「こども基本法」には、基本理念として「全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること」が示されています。
- こどもへのアンケートでは、話せる人がいないと感じたり、孤独を感じたりすることが「まったくくない」という回答は、年代が高まると減っており、困っていることや悩みごとをだれにも相談できない、相談したくないという割合は、年代を問わず一定数います。

【必要なこと】

- ◇保育・教育の場などを通じて、これまでも、こどもの人権を大切に、こどもの意志を尊重するよう留意してきましたが、本計画の策定を機に、こどもの人権について改めて考え、尊重する気持ちを高めていくことが必要です。
- ◇こどもが幸せに生活するためには、悩みごとや困りごとをできるだけ解消していくことが重要であり、様々な悩みごとや困りごとにも、話を聞いたり、解決につなげたりすることが必要です。


施策を進めるために

- こどもの人権を守る大切さを伝え、人権を守る取り組みを進めます。
- こどもの悩みごとや困りごとを把握し、解決につなげるように努めます。

施策2 成長するうえで基本となる習慣や意識、知識の普及に努めます。

《現状》

- 国は適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠などを生活習慣の基本とするために「早寝早起き朝ごはん」の定着を進めており、本町においても、家庭での実践を勧めるとともに保育、教育の場で推進しています。
- 栄養の偏り、朝食の欠食、小児期における肥満・思春期におけるやせの増加など、こども



の食をめぐる問題は多様化、深刻化するなか、各種健診や相談時に食事や栄養に関するアドバイスを行っているほか、離乳食講習会の開催、保育所や学校の給食などを通して、正しい食習慣を身につけるよう努めています。また、地元の食材を給食に利用したり、子どもたちで野菜を育てたり、高校で農作物を栽培し給食での利用や販売を行うなど、食への関心や食を大切にする気持ちを育むようにしています。

◇絵本の里づくりを進めている本町では、絵本の贈呈や絵本の読み聞かせやおはなし会など、小さい頃から絵本にふれ合う機会を大切にしたり取り組みを行っているほか、学校図書館の図書の実質や環境の改善により、子どもの読書活動を推進しています。

【必要なこと】

- ◇今後も家庭や地域、保育や教育の場などを通じて、子どもが成長するうえで基本となる習慣や意識を身に付けるよう努めていくことが必要です。
- ◇思いやりの心や、情報社会の中で上手に生きていくために必要な考え方を身につけることも重要であり、小さな頃から身に付くよう取り組んでいくことが必要です。

施策を進めるために

- 食生活をはじめ正しい生活習慣が身につくように促します。
- 小さい頃から絵本にふれ合う習慣が身につくように促します。
- 相手を思いやる気持ちの醸成に努めます。
- インターネットと上手く付き合う心がけを教えます。

施策3 子どもが利用しやすく、過ごしやすい環境づくりに努めます。

《現状》

- 子どもや子ども連れの方が遊ぶ場としては、「絵本の館」のほか、子どもが遊べる遊具がある「にこにこ公園」、絵本と木の砂場のコーナーがある道の駅などがあります。
- 子ども連れの方が利用することをふまえた環境整備としては、道の駅に24時間利用可能な授乳室や駐車場に屋根付き優先駐車スペースを設置しています。町内にあるこれらの設備について、情報を広く伝えることも重要です。

【必要なこと】

- ◇子どもが安全にいきいきと過ごせる居場所づくりが重要であり、乳幼児も含め、子どもが安全に利用できる公園等の整備や遊具の点検、子どもが滞在する箇所への照明設備の充実などを進めることが必要です。
- ◇道路や公共施設、公共交通なども、子どもも安全に利用できるように整備や維持管理に努めることが重要です。
- ◇「にこにこ公園」という名前を当時の小学生に名付けてもらうなど、子どもの意見を聞くように努めていますが、遊具の充実をはじめ子どもが安全に遊べる場所を増やすことを求める声もあり、できるだけ対応していくことが必要です。

施策を進めるために

- 子どもが安全に過ごせる生活環境を維持します(公園、町内の公共施設や道路、公共交通など)。
- 子どもが安全にいきいきと過ごせる場所づくりを進めます。



施策4 多様な体験ができる機会を提供します。

《現状》

- こどもにとって遊びや体験活動は、健やかな成長の原点であり、様々な体験ができる機会を保障することの重要性が「こども大綱」でも指摘されています。
- 本町では、子育て支援センターや保育所、学校で、こどもが体験できる様々な機会を設けているほか、小中学校では、保護者と地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」(コミュニティ・スクール)による行事、地域の方々が学校の活動を支援していく地域学校協働活動などが行われています。
- 地域の特色ある活動としては、絵本の里らしい教育活動や、野菜づくりを通じた世代の異なるこどもたちの交流、こどもたちが協働のまちづくりの一員として花植えに参加する活動などがあります。

【必要なこと】

- ◇こどもの年齢や発達の程度に応じて、地域の自然や文化、人材などを生かしながら、こどもたちに、いろいろな体験ができる機会をつくっていくことが重要です。

施策を進めるために

- 様々な遊びや体験ができる機会づくり、ものや人と触れ合う機会づくりに努めます(自然や農業など、芸術や文化、創作活動など、世代が異なる人や町外の人など)。

施策5 切れ目のない保健・医療・福祉の提供に努めます。

《現状》

- こどもの健康を見守るためには、成長段階に応じた健康診査や保健指導とともに、小児医療体制の確保が重要です。町内では、町立診療所において、こどもを対象とした診察や予防接種などの保健活動を行っています。
- 本町では、新生児訪問や健診等を通じて早期発見に努めているほか、児童相談所や医療機関、こども通園センターなど町外の各関係機関と連携し、障がいや配慮の必要な子を抱えている保護者への相談や支援、指導を行い、悩みや不安の軽減に努めています。
- 保育所や学童保育所、小中学校では、障がいを抱えている子や配慮の必要な子を受け入れるための人員配置や環境整備を行っています。

【必要なこと】

- ◇診療所における小児医療の充実、時間外や休日診療、緊急医療体制については今後も近隣医療機関と連携していくことが必要です。
- ◇母子保健や医療分野でDX*が進む中、電子版母子健康手帳の普及、健康や診療情報に関するデータの共有、医療分野におけるデジタル化の推進など、保健・医療情報を積極的に活用し、保健・医療サービスをより効果的に提供できるようにすることも重要です。
- ◇障がいのあるこどもの家庭では、子育てに関する悩みや不安はより深いことをふまえ、今後も一人ひとりに応じた適切な相談、支援、指導を行っていくことが必要です。
- ◇障がいを抱えているこどもと障がいのないこどもがともに学び、ともに育つ「インクルーシブ保育・教育」の推進が求められているなか、環境を適宜整えていくことが必要です。



*DX

デジタルトランスフォーメーションの略で、デジタル技術とデータの活用が進むことで、社会・産業・生活のあり方が大きく変わることです。

施策を進めるために

- 保健・医療を切れ目なく提供します。
- 障がいのあることも等の日常生活を支援します。

施策6 貧困、ヤングケアラー、虐待への対策を充実させます。

《現状》

- 国内で相対的に貧困*1の状況にあるこども(17歳以下)の割合は11.5%(2021年国民生活基礎調査結果)で、こどもの貧困解決に向けた取り組みが進められています。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども(ヤングケアラー、若者ケアラー*2)には身体面・精神面に過度の負担がかかり、学業や交友関係、今後の進路に影響が出てしまう場合があるため、国や自治体が各種支援に努めるべき対象としています。
- 本町では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みが虐待につながるよう、産前産後ケアなどを通じて保護者の悩みや不安を解消し虐待を未然に防ぐことに努めています。



*1：相対的な貧困

「家がない」「食べる物が無い」という「絶対的な貧困」ではなく、現在の日本の経済や生活の水準において大多数の世帯に比べて貧しい状態のことです。

*2：ヤングケアラー、若者ケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うような家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満のこどもを「ヤングケアラー」、18歳～おおむね30歳代までの若者を「若者ケアラー」と言います。

【必要なこと】

- ◇本町でも「経済的な理由で、こどもが希望する教育活動やスポーツ・文化活動をあきらめた(変更した)」という子育て世帯の声や、「お金のことを心配しないで学びたいことを学べるようにしてほしい」というこどもの声があることをふまえ、経済的な理由で、学びや体験の機会を得られなかったり、将来の選択肢が狭められないように努めることが必要です。
- ◇本町でこどもを対象に行ったアンケートでは、ヤングケアラーに至っている状況は見られませんが、家族の世話や介護などで悩みを抱えていたり、孤立していたりするこどもや若者がいないか把握し、必要な支援につなげていくことが必要です。
- ◇全国の児童相談所の相談対応件数は増加傾向にある中、虐待のサインを少しでも感じたら、ためらわず連絡することが求められており、本町においても、虐待が発生していないか地域で見守り、発生時には迅速に対応していくことが必要です。

施策を進めるために

- 貧困、ヤングケアラー、虐待など辛い状況にあるこどもを把握し、必要な支援につなげます。



施策7 こどもの自殺、犯罪、事故等を防止します。

《現状》

- 小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっているなか、国は、こども・若者の自殺対策を推進・強化しており、悩みを抱えるこども・若者が相談できるように、電話やSNSの相談窓口を増やしています。
- 本町では、学校に教育相談室の職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職を派遣し、児童生徒の悩みや困りごとを聞き、問題解決に努めているほか、生命の尊さや大切さについて伝える教育などを行っています。
- 交通事故や事件にこどもが巻き込まれる危険に加え、近年は、災害で被害を受けたり、インターネットによる犯罪に巻き込まれるこどもも増えています。また、自転車事故やインターネット犯罪では、こどもが加害者になるケースも見られます。
- 本町では学校で交通安全や防犯への意識を高める教室を開催しているほか、通学の見守りや通学路の点検、降雪時の通学路の確保などを通じて、こどもの安全を守る取り組みを行っています。一方、こどもからは、徒歩や自転車で道路を利用することも多いことから、歩道や街灯の整備を求める声もあります。

【必要なこと】

- ◇学校と連携し、こどもからのSOSサインや相談に迅速に対応できるように努めるとともに、自殺予防につながる正しい知識や、悩みを抱えた時に相談できる窓口について広く伝えることが必要です。
- ◇町民や関係機関と連携し、こどもたちが犯罪や事故にあうことを自ら未然に防ぐ意識を高めていくとともに、発生を未然に防ぐ環境づくりも必要です。
- ◇災害が全国各地で発生する今日、妊産婦や乳幼児を含め、こどもが避難生活を送る際、必要な配慮や環境づくりに努めることが重視されており、本町においても、日頃から対策を講じておくことが必要です。

施策を進めるために

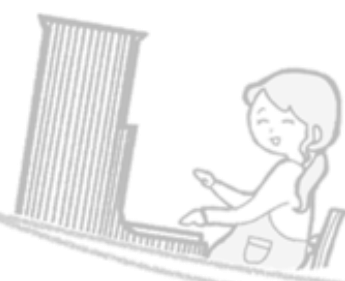
- 生命や体を大切にすることを育む教育を進めます
- 交通事故や犯罪にこどもが巻き込まれることを未然に防ぎます
- 災害時におけるこどもの対処を再確認し備えます。

施策8 学童期・思春期のこどもに必要な支援に努めます。

《現状》

- 小学生から高校生世代にあたる学童期・思春期は、心身ともに成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期とされています。中でも、こどもの幸福感を高めるには、ありのままの自分を肯定する「自己肯定感」が高いことが重要とされています。
- 居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていく上で居場所があることは不可欠であるということから、国は「こどもの居場所づくりに関する指針」を定め、こどもの居場所づくりを推進しています。
- 本町では、小学生の放課後の居場所として、剣淵町学童保育所「みどりがくどう つちのこ館」を開設しています。
- 学童期・思春期には、いじめや不登校への対応も大きな課題です。全国でいじめや登校で悩みを抱えている児童生徒への取り組みを行っていますが、不登校の状態にある小中

学生は増加傾向にあるなど状況改善には至っていません。



【必要なこと】

- ◇「今の自分が好き」かどうかをアンケートで尋ねると、国の調査結果と同様に、年代が高まるにつれて「そう思う」の割合が低くなっており、年齢に関わらず、自己肯定感が高い状態でいられるように育み、支援していくことが重要です。
- ◇こどもが心身ともに健全に育っていくためには、この時期に多くの時間を過ごす学校環境や、こどもの居場所があることが重要であり、時代の変化や教育ニーズをふまえながら環境整備を進めていくことが必要です。
- ◇アンケートによると、「友だちと遊べる場所がない」という回答は小学生より中高生の方が高く、中高生の居場所づくりについても進めていくことが必要です。
- ◇いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備などを進めていくことが必要です。

施策を進めるために

- 自分の居場所と思える場や機会の充実に努めます
- いじめや不登校への対策に努めます。

施策9 青年期の若者に必要な支援に努めます。

《現状》

- 青年期は成人期へと移行していくための準備期間です。その後の人生について考え、進学や就職など、それぞれがめざす方向に進みだす時期でもあり、学童期・思春期に比べて個々の置かれる環境が大きく異なる時期でもありますが、家庭の事情も含め、様々な要因で進学をあきらめたり、希望する仕事に就くことができなったり、ニートやひきこもりの状態になる若者もいます。
- 学校を卒業した青年期の若者は、地域活動や子育てなどに関わらないと、なかなか地域との接点を持つことが難しい状況です。
- 進学や就職を機に、町外に転出する若者が多い状況を改善するため、2026(令和8)年度より、学生に対して奨学金返還支援制度を創設し、定住を促進・支援しています。

【必要なこと】

- ◇進路や人間関係等に悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援、解決・改善にむけてつなげていく取り組みが必要です。
- ◇まちづくりに対する声を聞いたり、町で行われている様々な取り組みへの参加を促したりしながら、若者とともに魅力ある地域づくりを進めていくことも重要です。
- ◇若い世代が住み続けたいと思うまちづくりや、定住に必要な支援を、若者の視点から考え、進めていくことが必要です。

施策を進めるために

- 若者の就業や結婚を支援します。
- 悩みや不安を抱える若者やその家族を支援します。
- 若者の定住を支援します。



施策10 こどもの意見を聞き、活動を支援し、地域で見守り応援します。

《現状》

- こどもの幸せを願い、こどもが個人として尊重され、権利が擁護されるには、こどもの声を聞き、意見を尊重することが求められています。
- タウンミーティングを通して、各学校で町長がこどもから直接意見を聞いています。
- 本町では、こどもの誕生を祝って絵本を贈呈するほか、こどもたちに「生まれてくれてありがとう」の思いを込めて、居場所の象徴として「君の椅子」を贈る取り組みを行っています。
- コミュニティ・スクールの運営、こどもに関する行事への参加、通学路の整備や安全確保、給食の食材の提供、その他日常のいろいろな場面で、地域の方々から協力をもらっています。

【必要なこと】

- ◇今後はより一層、こどもの声をふまえて施策や事業を進めていくことが必要です。
- ◇こどもから意見を聞くことに加え、こどもの主体的な活動を応援することも求められており、こどもの意向を聞き、活動を支援していくことも重要です。
- ◇君の椅子プロジェクトは開始から20年の区切りを迎え、事業内容や今後の取り組みについて検討することが必要です。
- ◇こどもと直接関わる機会が少ない(ない)住民が増えるなか、こどもの誕生をみんなで喜び取り組みを今後も進めていくことが必要です。
- ◇こどもを大切に思う気持ちを町全体で共有し、こども施策を進めていくことが重要です。

施策を進めるために

- こどもや若者、子育てを支援する機能を強化します。
- こどもの意見を聞く機会をつくり、活動を支援します。
- こどもや若者を地域で見守り応援する意識を町全体で高めます。

施策11 子育てをしている世帯への支援に努めます。

《現状》

- こども家庭センターを開設し、妊娠期から学齢期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな相談に応じ、関係機関と連携し、切れ目ない支援を行っています。
- 妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通して、母子が健康な状態で過ごすことができるよう、母子の健康管理の支援に努めています。また、各種健診や相談の際に食事や栄養に関するアドバイスを行っているほか、離乳食講習会を開催し、スムーズに離乳食が始められるよう離乳食の基本を確認しています。
- 剣淵町保育所において、小学校就学前の児童の教育・保育を行っています。未入所児も一時的に保育が必要となった際には、一時保育を行っています。
- 子育てに関する情報は、子育てハンドブックや広報紙等を通じて提供しています。
- 保育所内に設置している子育て支援センターをはじめ絵本の館では、子育て家庭への情報提供、相談対応、子育て家庭相互の交流を行っています。
- 保護者の負担軽減に向けた支援としては、保護者の不定期の就労や通院、出産、介護、育児疲れのリフレッシュなどの理由で、家庭での保育が困難な時、保育所で一時預かりを行っているほか、乳幼児・小中学生、高校生の医療費助成や学童保育所の保育料の

軽減など経済的負担の軽減に努めています。

- 住宅については、子育て世代を含め、あらゆる世代が利用しやすい公営住宅の整備に努めています。

【必要なこと】

- ◇子ども家庭センターを中心に「子ども施策」を共有し、制度や分野間の谷間やすき間、あるいは重複部分がないか確認しながら、効率的かつ効果的に、子ども施策を推進していくことが必要です。
- ◇身体の健康維持と子育てへの不安解消をめざし、心身ともに健やかな状態で子育てができるよう支援していくことが必要です。
- ◇安心して子どもを保育所に預けることができるよう、保育士等の資質・専門性の向上に努めながら、のびのびと過ごせる環境づくりや多様化する保育ニーズへの対応に努めることが必要です。また、保育所へのICTシステムの導入により、保育の質や保護者との円滑なコミュニケーションの向上を図るとともに、保護者の負担軽減に努めることも必要です。
- ◇子育て支援の情報提供のツールとして、現状の冊子型から子育て支援サイトやSNSの活用など、利用しやすい形態への変更が必要です。
- ◇インターネットが普及しSNSから情報を得ることが多いなか、町のホームページのほか、町の公式LINEなどを通して情報を積極的に発信・提供していくことも重要です。
- ◇少子化や核家族化、転入世帯の増加により、身近な支援者を持たない家族が増加する中、子育て世帯が孤立しないように、仲間づくりや相談ができる場をつくり子育て家庭を支援していくことが求められています。
- ◇支援を必要としているもしくは、今後必要となる可能性がある家庭を早期に把握し関係機関と連携して支援していくことが必要です。
- ◇近年、全国で外国人居住者が増えるなか、一時滞在も含め外国人の子どもや子育て世帯が情報や支援を求めることもふまえ、体制を整えておくことが必要です。
- ◇経済的負担の軽減を求める声があるなか、今後も優先順位や費用対効果をふまえ、取り組んでいくことが必要です。
- ◇小学生の給食費は実質無償となりましたが、中学校や高等学校の給食費についても無償化を段階的に推進していくことが必要です。
- ◇子育て世代が希望する住宅を町内で見つけることができるように、空き家情報の提供も含め子育て世代に配慮した住宅環境の充実に努めていくことが必要です。

施策を進めるために

- 子育てや教育に関する悩みや不安の解消、心身の負担軽減に努めます。
- 医療費や給食費など、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を進めます。



2 小中学校教育

めざす方向、姿

- ◎ 自分らしく いきいきと しなやかに
- ◎ 認めあい 学びあい 高めあい
- ◎ ふるさと“けんぶち”をつなげる子

関連する個別計画(計画期間)	教育振興基本計画(2026~2030) 学校施設長寿命化計画・学校施設長寿命化改修基本計画(2018~2027)
----------------	---

施策1 幼児教育から義務教育への円滑な接続に努めます。

《現状》

○町内には、保育所、小学校、中学校、高校が1校ずつあり、小中高連携教育推進協議会を中心に、学校間の教育連携を推進しています。

【必要なこと】

- ◇幼児期の教育や遊びは、生涯にわたる人格形成や学びの基礎を培う重要なものであり、義務教育と円滑に接続するよう、保育所と小学校の連携を深め、こどもや保護者への切れ目のない支援に努めることが重要です。
- ◇「小1プロブレム」、「中1ギャップ」、「高1クライシス」など進学時に新しい環境に馴染めない状況が見られ、不登校につながることもあります。各学校間の連携を深めることで解消できることも多く、未然防止に向けて取り組んでいくことが必要です。
- ◇児童生徒に関する課題が多様化、複雑化している中、小中が連携し課題解決にあたることがより一層求められており、小中連携、一貫教育を見通した教育を進めることが必要です。加えて、保育所、高等学校も含めた教育連携を推進することも重要です。
- ◇子育て世帯が減少し、核家族も増える中で、子育てや教育に不安や孤立を感じている家庭もあり、家庭における教育を支援することが必要です。

施策を進めるために

- 幼児教育の質の向上に努めます。
- 保育所・小学校・中学校の連携、小中高連携を推進します。
- 小・中学校9年間を見通した教育連携を推進します。
- 小中一貫教育の検討協議を進めます。
- 子育て・教育に関する切れ目のない相談・支援に努めます。

施策2 確かな学力、将来につながる知識や能力を育てます。

《現状》

- 学習指導要領に基づき、基礎学力の向上とともに地域の特性をいかした取り組みを進めています。
- 児童生徒に1人1台ずつタブレット端末を配布し、授業や家庭学習で活用しています。
- 児童生徒が日頃気になったり、悩んだりしていることとして、アンケートでは、中学校3年

生は「自分の進路、将来のこと」が多くあげられています。

【必要なこと】

- ◇全国学力・学習状況調査等の結果をふまえた指導力の向上や、情報活用能力を育成するために必要な指導力の向上が必要です。
- ◇個々の特性等に合った学習（個別最適な学び）と多様な人たちと協働しながら行う学習（協働的な学び）をともに充実させていくことで、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」ができるようにすることが求められており、本町においても、ICTもより積極的に活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の双方を重視した教育に努めていくことが必要です。
- ◇子どもたちが希望をもって自分の未来を考え、切り拓ひらいて生きていくことを後押しする教育（キャリア教育）を進めていくことが必要です。

施策を進めるために

- 学ぶ意欲を高める学習活動、学習指導を充実させます。
- 一人ひとりに応じた学習指導体制や環境を充実させます。
- 自分らしさと自立した生き方を目指す学習活動（キャリア教育）を充実させます。

施策3 持続可能な社会の創り手として必要な知識や能力を育てます。

《現状》

- 社会科の授業や中学校における職場体験学習、総合的な学習の時間における地域素材を生かした探究的な学習などを通して、郷土の自然や歴史、文化、産業などについて学び地域課題について考える機会をつくっています。

【必要なこと】

- ◇一人ひとりが自分のよさや可能性を認識できるこどもに育てることが大事ですが、加えて、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるように育成することが求められています。一人ひとりの学力・特性とともに、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育てるなど、社会人としての役割を担える人として成長していくための教育が必要です。
- ◇グローバル社会において、SDGsなど地球的視野で考え取り組むことは重要ですが、身近な地域社会が抱える課題を題材とした教育も重要です。剣淵町も少子高齢化や人口減少を前に、地域社会をいかに持続、発展させるかという課題に直面しており、探究的な学習などで課題解決を考えるなど積極的に社会に参画しようとする意識を養うことが大切です。

施策を進めるために

- 「持続可能な社会の創り手を育む教育（ESD）」を推進します。
- 外国語教育を充実させます。
- 情報教育を充実させます。
- ふるさと剣淵を通じて地域の課題について考える機会を充実させます。



施策4 豊かで健やかな心身を育てます。

《現状》

- 後を絶たないいじめの問題を背景に、道徳が特別の教科として位置づけられ、学校における道徳教育の一層の充実が求められています。
- 小中学校や高校に学校教育指導員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職を派遣し、児童生徒の心のケアをはじめ、困りごとを抱えていることと家族の問題解決に努めています。
- いじめは積極的な認知により、全国で認知件数が大幅に増加していますが、近年はネット上の誹謗中傷等も増えています。
- 町内にある学校給食センターで、小学校、中学校、高校の児童生徒の給食をつくっています。

【必要なこと】

- ◇他者の意見や立場を認めず、排他的・攻撃的な態度をとる不寛容を生みやすい今日、他者を思いやり、人権を尊重できる、健やかな心を育てることが重要です。
- ◇子どもが抱える悩みにすばやく気づき、迅速に対応することで解決につなげていくことができるよう努めていくことが必要です。
- ◇小さいいじめも見逃さない取り組みとともに、ネットトラブル・ネット被害を防止するための情報モラル教育が重要です。
- ◇子どもたちの健康や体力については、北海道のこどもの体力は全国平均に比べやや低い傾向にあり、体力向上の取り組みを推進することが必要です。
- ◇学校給食はこどもの健康を支える上で重要な役割を担っており、安心・安全な給食の提供が求められています。また、給食を通して、食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるように取り組むことも重要です。

施策を進めるために

- 自他の命を大切に作る心を含む教育を充実させます。
- 互いを認め合い、高め合う心を含む教育を充実させます。
- こどもの体力、運動能力の向上とスポーツ活動への参加を促進します。
- 学校保健を充実させます。(健康管理、健康相談、薬物乱用・飲酒防止)
- 学校給食と食育・給食指導を充実させます。

施策5 学びのセーフティネットの構築、多様な学びの保障に努めます。

《現状》

- 全ての子どもが学ぶ権利を保障され、持続可能な社会の創り手となるために学びのセーフティネットの構築が求められています。
- 特別な教育的支援を必要とする子どもたちは全国で増加しています。
- 2024(令和6)年度の全国における小・中学校の不登校児童生徒数は約 35.4 万人と、12年連続で増加しています。国は「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」を進めています。
- 本町では、経済的状況によらず学びの機会を確保するため、要保護、準要保護、特別支援学級の児童生徒世帯に対する就学支援を行い、子育て家庭の経済負担の軽減に努め

ています。高校、大学等の進学者に対しては奨学金の貸付を行い、意欲的に学業に専念できるよう支援しています。

【必要なこと】

- ◇インクルーシブ教育*を推進し、障がいを抱えているこどもと障がいのないこどもが共に学び、育てていくことが必要です。
- ◇こどもの発達を支え、学習上や生活上の困難を克服し自立を図るために、一人ひとりの長所・強みに着目する視点を持ち、得意なことを更に伸ばせるようにするなど、個々の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を切れ目なく行っていくことが必要です。
- ◇発達障害も不登校要因の一つとの指摘もあり、学習指導要領に示す「不登校児童(生徒)への配慮」を踏まえた支援や対応も必要です。
- ◇不登校は入り口対応が重要であり、本町においても、こどもが不安や悩みごと、困りごとを相談できる場や機会を充実させるとともに、一人ひとりにきめ細かに支援する取り組みを進めることが重要です。
- ◇就学、修学を支援する資金・援助制度の充実と活用促進が必要です。



*インクルーシブ教育

障がいを抱えているこどもと障がいのないこどもがともに学び、ともに育つ教育です。

施策を進めるために

- こどもが安心して学べる教育相談・支援体制を充実させます。
- いじめの未然防止や撲滅を推進します。
- 不登校のこどもへの支援に努めます。
- 特別支援教育を推進します。
- 教育機会均等のための経済的支援・教育支援を充実させます。

施策6 災害・事故・犯罪などから身を守る安全教育を推進します。

《現状》

- こどもたちが安心して学べるよう、学校生活、通学路、災害時の事件・事故や怪我から身を守るための「学校安全」として、日常生活における危険から身を守る「生活安全」、通学路や校外での交通事故を防止する「交通安全」、地震、津波、火災などの自然災害や人為災害へに対応する「災害安全」を進めることが求められています。
- 学校内や登下校時にこどもが犯罪や事故に巻き込まれることは後を絶たず、アンケートでは、学校に求めることとして「安全・安心に学ぶことができる環境」をあげる保護者や教職員は多く、教職員が身につけるべきこととして「危機管理への意識、対応力」が多くあげられています。
- 近年、インターネットを利用した犯罪(ネット犯罪)が増えており、こどもが加害者・被害者双方になるケースも増えています。保護者アンケートでも、こどもの教育上で心配なこととして「ゲームやスマホなどの関わり」が多くあげられています。



【必要なこと】

- ◇学校への不審者侵入、学校で発生する熱中症への対策なども求められており、様々な視点から、安全教育や安全対策を進めていくことが必要です。
- ◇インターネットを適切に利用することの大切さ、利用上のルールなどとともに、ネット犯罪被害の防止と適切な利用の仕方に向けた教育が必要です。

施策を進めるために

- 安全教育を推進します。
- 子どもを取り巻く環境の安全性の向上に努めます。
- 緊急・防災対応機能の向上に努めます。

施策7 学校教育を支える施設・設備を整えます。

《現状》

- 保育所や学校などの施設は、子どもたちが健やかに成長する場であり、多様な学びを支える環境であることが大事です。本町の学校施設は、いずれも建設から年数が経過し、老朽化が進んでおり、優先順位を設定し、施設・設備等の整備改修に努めています。
- 子どもたちの情報活用能力の育成や情報通信技術を活用した「分かりやすく深まる授業」を進めるために、1人1台端末やICT教材を活用しています。

【必要なこと】

- ◇児童生徒数の動向と施設等老朽化を見据え、長寿命化など施設・設備の改修整備を適切に進めることが必要です。
- ◇ICT教材を有効に活用できるよう更新を適切に進めることが必要です。
- ◇学校教育施設は、子どもの学習・生活の場であるとともに、災害時などには災害避難場所としての役割も果たすことから、安全性を確保し、防災機能を強化することが必要です。

施策を進めるために

- 多様なニーズをふまえ学校施設・設備を整備します。
- 学校施設の改修整備を計画的に進めます。

施策8 指導体制の充実と働き方改革の推進に努めます。

《現状》

- 急速に変化する教育環境や多様化・複雑化する教育課題に対応するために、教職員の資質向上、校内組織の見直しや目標管理の手法による学校運営が求められています。また、教員間の協力関係の構築、協働体制の確立やチーム力の育成など、総合的な組織力、学校力の向上が必要です。
- GIGAスクール構想に伴い、教職員のICT環境も進んでいますが、アンケートでは、「業務量の削減や効率化、校務のデジタル化など業務改善(働き方改革)が進んでいる」かについて十分ではないと感じている教職員も少なくありません。

【必要なこと】

- ◇ 服務規律の徹底とともに、ICT機器、校務支援システムの活用など教育の情報化により、教職員の校務負担を軽減し、教員が子どもたちに向き合う時間を確保することで、質の高い指導体制づくりを進めることが必要です。

施策を進めるために

- 教職員の資質・能力の向上に努めます。
- 教育研究活動を推進します。
- 教育指導体制を充実させます。
- 教職員の働き方改革、処遇改善を推進します。

施策9 地域と学校の連携・協働による教育を推進します。

《現状》

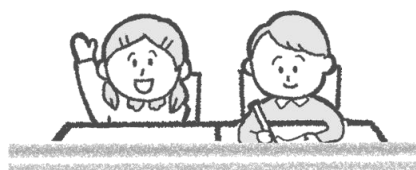
- 小中学校では、地域との連携を深め、保護者と地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置しています。また、地域と学校が連携・協働して学校支援、放課後や土曜日の学習、家庭教育支援、地域活動などを行うためのネットワークである地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動を行っています。
- 教職員アンケートでは、剣淵町の特色をいかした教育として「地域の産業や働く場を学ぶ機会」や「自然や環境を学ぶ機会」が増えることを望む声が多くあります。

【必要なこと】

- ◇ 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが大切です。学校はこれまで以上に地域社会に関心を持ち、学校情報を積極的に発信するとともに、地域住民が学校運営に参画する仕組みを確立し、学校と地域が一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進していくことが必要です。
- ◇ 地域学校協働活動は、社会全体で子どもを守り育てることを目的として活動していますが、地域ボランティアの確保が課題となっています。
- ◇ 絵本の里のまちづくりとともに、地域の自然や人材などの資源を生かしながら、特色ある学校活動を進めることが重要です。

施策を進めるために

- 学校情報の発信と学校評価を充実させます。
- 地域による学校運営参画を促進します。
- 地域学校協働活動を推進します。
- 保育所と学校間、地域との連携・協働による教育活動を推進します。





3 高等学校

めざす方向、姿

◎ 持続可能な社会の創り手の育成

関連する個別計画(計画期間)	教育振興基本計画(2026~2030) 学校施設長寿命化計画(2018~2027) 学校施設長寿命化改修基本計画
----------------	--

施策1 剣淵高校の学びの魅力を高めます。

《現状》

- 本町には町立の剣淵高等学校があります。2学期制の総合学科で、農業国際系列、生活福祉系列、普通教科を中心とした「未来のしんろ系列」があります。農業国際系列では本町の基幹産業である農業(耕種作物)の栽培技術の向上、生活福祉系列では本町の福祉施設での実習など、地域に根ざした教育を行っています。未来のしんろ系列では、基礎学力の向上につながる学習のほか、探究活動や科学・技術・芸術などに関する教科横断段的な学習を行っています。各種大会や資格試験で好成績を納め、特に介護福祉士の国家試験は高い合格率を維持しています。また、花いっぱい運動における花づくりをはじめ、イベントの参加など、まちづくりに大きく貢献しています。
- 旭川市立大学・短期大学部と包括連携協定を結んでおり、双方の教育機能について交流や連携を行っています。
- 入学生徒の確保に向けて、中学校を訪問しているほか、PRポスターやチラシ等の制作、他の道内高等学校と連携し、町外での高校紹介などを行っているほか、資格取得に係る補助を行い、生徒の確保に努めています。また、地域みらい留学事業に参画し、道外募集を2025(令和7)年度より開始し、東京や大阪での説明会を行っています。

【必要なこと】

- ◇入学生徒の確保が課題となっており、介護福祉士国家試験受験資格をはじめ各種資格を取得できることや、町全体が学びのフィールドになっていることなど、剣淵高等学校の特長を、より積極的にPRすることが必要です。
- ◇実習農場や農業機械も含め教育環境の整備を計画的に進めていますが関連施設の老朽化が進んでおり、改修や長寿命化を計画的に進めていくことが必要です。
- ◇実習先の受け入れ先の確保、教員の確保や働きやすい環境づくりなど、高校教育を支える体制の充実に努めることが必要です。

施策を進めるために

- 持続可能な社会を創る人材教育に努めます。
- 新たな地域の食と農業を支える人材の育成に努めます。
- 地域の福祉・介護や保健・看護を支える人材の育成に努めます。
- 「未来のしんろ」系列による新たな学校の魅力づくりに努めます。
- 生徒募集活動や進路対策を推進します。
- 学校・地域連携による学校づくりを推進します。
- 高校教育を支える環境整備、人材確保を推進します。

4 青少年健全育成



めざす方向、姿

- ◎ 地域全体で子どもたちを守り育てる
- ◎ 子育て家庭の家庭教育を地域ぐるみで支援する

関連する個別計画(計画期間)	教育振興基本計画(2026~2030)
----------------	---------------------

施策1 地域ぐるみで青少年を見守り育てます。

《現状》

- 青少年の健全育成を目的として、小・中・高等学校で様々なテーマで標語コンクールを実施し、ポスターを作成・配布するほか、少年の主張(上川管内大会)への参加を行っています。
- 子供会での活動やスポーツ少年団での活動、海洋性スポーツを通じたBG塾などを通して、地域ぐるみで青少年の健全育成が行われています。

【必要なこと】

- ◇ 青少年健全育成を支える人員の確保に努めながら、今後も取り組んでいくことが必要です。
- ◇ 子育て世帯や家庭教育を支える環境が大きく変化する中、子育てに悩みや不安があっても、自ら学びや相談の場を求めることが難しい状況もあり、社会全体で家庭教育を支援する必要性が高まっています。
- ◇ 青少年が犯罪被害者になるだけでなく、特殊詐欺や強盗などの犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっており、青少年を犯罪から守ることが求められています。

施策を進めるために

- 青少年の健全育成活動等を推進します。
- こどもの芸術文化、スポーツ活動を促進します。



5 生涯学習・スポーツ、社会教育

めざす方向、姿

- ◎ 町民が集い、学びあえる教育環境づくり
- ◎ 学習成果や経験、技能が地域でいかされる、生涯学習のまちづくりの推進

関連する個別計画(計画期間)

教育振興基本計画(2026~2030)

施策1 自己実現や地域づくりにつながる生涯学習を推進します。

《現状》

- 生涯にわたって学ぶことができる生涯学習社会の実現には、学びを通じて知識や能力が高まるだけでなく、自己実現や生きがいがづくり、仲間づくりにつながり、さらには、学んだことが社会にいかされることも期待されています。
- 本町では、町民センター(公民館)や絵本の館などで、公民館講座や高齢者生涯学習団体「学び舎ひらなみ」、委託スポーツ教室など、さまざまな学習機会を提供しています。
- 町民や児童生徒を対象とした舞台芸術や音楽鑑賞機会などを提供しています。
- 本町では、多くの文化団体やサークルがさまざまな活動を行っており、地域文化の継承に寄与しています。文化協会加盟団体数は減少傾向にあり、日頃の活動の成果を発表する町民文化祭は、実行委員会方式から公民会主催方式に変更し実施しています。
- 本町では、生涯学習を基盤とした協働のまちづくりの一環として「みんなのまちづくり運動」を展開しています。

【必要なこと】

- ◇学びのニーズも高度化・多様化し、アンケートでは幅広い年代から仕事に必要な知識・技能や資格に関することが望まれていることもふまえ、町の公式LINEをはじめとした多様な情報発信手段を活用し、町民一人ひとりが関心のある学びに参加しやすい環境を整えることが必要です。
- ◇今後もできる限り質の高い多様な芸術鑑賞機会の提供を継続していく必要があります。
- ◇新たなサークル・団体が誕生する一方で、高齢化や参加者の固定化により世代交代が進みにくい状況も見られます。新たな参加者の掘り起こしや情報発信の工夫が必要です。
- ◇時代の変化に対応した推進目標や推進体制の見直しを行いながら、協働のまちづくりにつながる活動を継続していく必要があります。

施策を進めるために

- 多様な課題に対応した学習機会を提供します。
- 芸術文化に親しむ機会づくり、自主的な活動を支援します。
- 町民の学びとまちづくり参加をつなぐしくみをつくります。
- 学びあい、支えあう協働のまちづくりを推進します。

施策2 だれもが親しめる生涯スポーツを推進します。

《現状》

- 町内には、各種スポーツ教室やスポーツ少年団があり、各種スポーツ活動が行われており、大会にも参加しています。また、生涯学習団体による軽スポーツなどが行われているほか、夏季には、桜岡湖でのカヌーやヨット、プールでの水泳などが行われています。そのほか、チアリーディングクラブには町外からの参加者もあり、幼児から大人まで幅広い年代で活動しています。
- 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる「健康寿命」を延ばすことへの関心が高まっています。

【必要なこと】

- ◇スポーツ大会・教室への参加者が固定化する傾向にあり、指導者の育成、確保とともに、参加拡大に向けた取り組みが必要です。各種単位団体、スポーツ少年団についても参加者の減少、固定化が見られるほか、中学校部活動の地域移行を推進するため、地域との協力しながら単位スポーツ団体の再編に向けた検討が必要です。
- ◇人生100年時代を迎えるうえで、年齢を問わずスポーツに親しめる環境づくりが重要です。

施策を進めるために

- 多様な健康づくり活動、生涯スポーツに親しむ機会をつくります。
- 各種スポーツ活動を支援します。

施策3 学びやスポーツに必要な施設や推進体制を維持します。

《現状》

- 町内には、生涯学習を行う施設として町民センターや絵本の館などがあります。
- スポーツ施設として、体育館、武道館、プール、平波球場をはじめ、テニスコートやふれあいパークゴルフ場などがあるほか、桜岡湖には艇庫があります。そのほか学校の体育館を開放しスポーツを楽しむ場所として利用しています。
- 生涯学習や社会教育、各種スポーツ活動は、社会教育主事や社会教育関係職員をはじめ、町内外の様々な人の協力により行われています。

【必要なこと】

- ◇学びやスポーツを行う場として安全に利用できるよう、施設や設備を適正に管理していくことが必要です。
- ◇学びやスポーツを支える人材の確保や育成を引き続き進めることが必要です。

施策を進めるために

- 生涯学習や社会教育・スポーツを行う施設・設備を維持管理します。
- 学びやスポーツ、芸術文化活動を支える体制を維持します。



施策4 学びのニーズを把握し、情報が広く伝わるようにします。

《現状》

- ◇パソコンやスマートフォンなどで様々な情報を入手することが増える中、生涯学習に関する情報をインターネットで取得できる体制を整えていくことが求められています。
- ◇生涯学習に関する情報については、広報や町のホームページに加えて町の公式LINEでも情報発信を行っています。

【必要なこと】

- ◇情報提供手段については広報とともに町のホームページや公式LINEやの充実を望む声が高く、広報機能を積極的に活用し、町民一人ひとりに学びの情報を効果的に届けることが必要です。
- ◇現在生涯学習に参加していない理由として、「きっかけがつかめない」という町民が多く、学びのきっかけになるような情報を積極的に発信し、生涯学習を促進していくことが重要です。

施策を進めるために

- 生涯学習に関する情報発信機能を充実させます。

施策5 こどもから大人まで読書活動を推進します。

《現状》

- ◇情報を得る手段が多様化し、読書離れといわれる中、読書は国語力のほか、教養・価値観・感性などを身に付けるために極めて重要なものとされています。
- ◇町内には、学校で児童生徒が利用できる学校図書館のほかに、本を読んだり借りたりできる場所として絵本の館があります。
- ◇町民アンケートでは、絵本の館は約8割が利用したことがあると回答したものの、絵本や図書を借りたことがある割合は低い状況です。
- ◇乳幼児には、絵本の館がおすすめする赤ちゃん絵本3冊から保護者が選んだ絵本をプレゼントする「ブックスタート」を実施しているほか、ぷっちょなブックまつりでは、就学前のこどもに年齢ごとに選本したブックリスト掲載の絵本から好きな絵本を選んでもらい、毎年1冊ずつ贈呈しています。
- ◇小学校では週1回の朝読書のほか、ボランティアによる休み時間を利用した「読み聞かせ」、テーマに沿って複数の本を紹介する「ブックトーク」で読書意欲を起こさせる活動を行っています。また、学校図書館では学校司書が環境づくりや読書活動を支援しています。
- ◇中学校では毎日朝読書に取り組んでいるほか、学校図書館に学校司書を配置し、読書を推進しています。
- ◇高校では読書離れが見られ、学校図書館の利用状況は低調です。
- ◇剣淵町では有志による読み聞かせボランティアが、学校や保育所、福祉施設やイベントで読み聞かせ活動を行っており、読書活動の重要な役割を担っています。

【必要なこと】

- ◇読書活動は、こどもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの(子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念)であるとされており、社会全体でその推進を図つ

ていく必要があります。

- ◇学校図書館や絵本の館における図書館的機能を高めるとともに、だれもが読書に親しむ活動を促進していくことが必要です。
- ◇絵本の贈呈は絵本を読む機会や読み聞かせを行うきっかけにつながっていますが、読み聞かせや絵本の楽しみ方に慣れていない方もおり、誰もが楽しく親子体験できる仕組みづくりが必要です。
- ◇数多い本の中から自分に合った本の選び方が分からない小学生もいるため、今後も子どもに寄り添ったアドバイスが必要です。
- ◇中学生は部活動や塾等もあり、読書に時間を費やすことが難しくなっていますが、今後も生徒の読書ニーズを把握し読書を普及させることが必要です。
- ◇社会に出ていくうえで本から学ぶことも数多くあり、高校生に読書に関心を持ってもらうためにも学校図書館の環境整備が必要です。
- ◇読み聞かせボランティアの活動を支援し、取り組みを次代に継承していくことが必要です。

施策を進めるために

- 家庭・地域における子どもの読書活動を推進します。
- 学校における読書活動の推進、学校図書館の充実に努めます。
- 読書・読み聞かせボランティアの活動を支援します。
- 絵本の館における読書活動の推進、絵本の館の充実に努めます。





6 文化財、郷土資料

めざす方向、姿

◎ 文化財や郷土の資料などを守り、活用しながら次代に継承する

関連する個別計画(計画期間)

教育振興基本計画(2026~2030)

施策1 郷土愛を高める学びや体験の機会をつくります。

《現状》

- 本町には、開拓の歴史を物語る屯田兵屋や射的場、開拓記念木などの文化財があります。船着き場(舟付場)の看板を更新するなど、剣淵町開拓の歴史の保存に努めているほか、屯田兵の子孫等で屯田倶楽部が組織され、屯田兵に関する資料の保存、整備が行われています。また、町内には郷土資料館があり、開拓時代からの貴重な資料を展示しているほか、郷土資料館の横には全て木造の屯田兵屋があり、先人たちの住まいを見学することができます。
- 剣淵神楽や屯田太鼓(こどもたちの子龍太鼓)などの郷土芸能があり、町民の協力により継承しています。
- 絵本の里づくりを通して、まちづくりや人づくりを進めています。「絵本の里」づくりは、「けんぶち絵本の里を創ろう会」などにより、絵本の持つやさしさや心の大切さなどを伝える取り組みが進められており、読み聞かせ活動の展開などにつながっています。
- 香川県さぬき市と友好都市提携を結んでおり、小学校5・6年生の交流を行っています。
- ふるさとについて学んだり考えたりすることは、町民が持続的な地域づくりについて考え、取り組むことにつながる重要な機会です。アンケートでは、剣淵で“ふるさと”を感じるのは、小中学生は「自然の中で遊んだり過ごしたりしたとき」、町民(15歳以上)は「地域の仲間や友人など過ごしているとき」がそれぞれ多く、年代による差も見られます。

【必要なこと】

- ◇郷土の歴史や自然、文化、産業に対する関心を高め、ふるさとを未来へ継承していくために、文化財の保護と郷土資料を保存し、ふるさと学習用教材として活用することが重要です。
- ◇動画や音声などの保存も行いながら、本町の伝統文化を継承したい人と、継承を受け人がつながるよう、努めていくことが必要です。
- ◇絵本の里づくり運動に関わる人たちの固定化や減少も見られる中、幅広い年代に向けて参加を促進することが必要です。
- ◇交流の意義や実施効果を検証するなど交流事業のあり方を検討することが必要です。
- ◇各世代のふるさとに対する受け止め方もふまえながら、郷土愛を高める取り組みを進めていくことが必要です。

施策を進めるために

- 文化財や郷土資料を保存し、活用しながら継承します。
- ふるさと剣淵と一緒に学び考える機会をつくります。
- 絵本の里づくりを通じた文化活動・交流活動を推進します。
- 剣淵町とゆかりのある地域との交流活動を推進します。

第3章 健康と支え合いを大切にすまちをつくる



1 保健、医療

めざす方向、姿

- ◎ 町民一人ひとりの自発的な健康管理や健康づくりの促進
- ◎ 健康寿命*の延伸
- ◎ 持続可能な地域医療

関連する個別計画 (計画期間)	地域福祉計画 剣淵町地域福祉活動計画(2024~2028) 保健事業実施計画(データヘルス計画)・特定健康診査等実施計画(2024~2029) 食育推進計画(2023~2027)
--------------------	---



***健康寿命**
平均寿命から、寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間です。

施策1 健康への関心を高め、健康づくりを支援します。

《現状》

- 健康福祉総合センターを拠点に各種検診や相談、健康づくりなどの保健事業を推進しています。
- 各種教室活動を通して身体、栄養面からの生活改善や知識の普及に努めているほか、町民の健康づくり機会として、トレーニング室で高齢者の体操や成人の運動教室、器具を利用した教室などを開催しています。
- 健康への関心を高めてもらうために、地域包括支援センターと連携し、講演会を開催しています。
- 心の健康支援として、自身や身近な人の(様子の変化についての)気づきや相談窓口について広報や回覧に掲載しています。

【必要なこと】

- ◇健(検)診や保健事業に参加する人は固定化する傾向にあり、町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、生活習慣の改善や健康づくりを実践してもらうことが必要です。
- ◇社会構造の変化や健康づくりのニーズも多様化しているため、対象者の状況に合わせた支援をしていくことが必要です。
- ◇ひきこもりの現状把握は難しく、自らが相談するまでには至らない状況が多いため、家族や地域の人たちと連携し、支援につなげていくことが重要です。

施策を進めるために

- 相談や指導、広報などを通して、健康への関心を持つよう促します。
- 町民の自主的な健康づくり活動(運動)を支援します。
- 健康づくりにつながる教室や企画を開催します。
- 心の健康を支える取り組みを進めます。



施策2 病気予防やリスク軽減を進め、重症化を防ぎます。

《現状》

- 各年代に特定健診の受診を積極的に進めており、全道でも上位の受診率を維持しています。特定健診の対象年齢以外の方にも若年者健診、後期高齢者健診の実施、社会保険被扶養者等の健診を受入れ、全町民が健診を受けられる体制を整えています。
- 各種健(検)診は、集団健(検)診のほか、個別健(検)診を実施し、受診しやすい体制を整えています。
- 生活習慣病が重症化し、人工透析や心疾患、脳血管疾患を発症する割合が、全道や同規模市町村に比べ高く、糖尿病や高血圧の重症化予防や慢性腎臓病、心疾患の早期発見・生活改善を目的に保健指導を行っています。
- 名寄保健所の支援を受け、糖尿病性腎症重症化予防の取り組みを、かかりつけ医・専門医と連携して効果的に行っています。
- 各種がん検診結果をもとに、早期発見・治療に結び付けるための受診勧奨、保健指導を行っています。
- 健診管理に関する各種システムの活用、保健指導ツールの充実に努めながら、町民の健康状態を把握、分析し、保健指導を行っています。

【必要なこと】

- ◇引き続き各種健(検)診の受診率の維持、向上に努め、重症化予防に取り組んでいくことが必要です。
- ◇若年層の健診受診率の低下、生活習慣病の若年化がみられるため、若年層を意識した生活習慣に対する意識啓発、健診機会の周知や受診体制の整備を図ることが重要です。
- ◇常にエビデンス*に基づいた根拠ある保健指導ができるよう研修、学習を重ねていくことが必要です。
- ◇病院に通院していても、疾病のコントロールが重要であり、重症化予防に取り組んでいく必要があります。
- ◇保健事業の推進により医療費の適正化や保険税の軽減を図り、国民健康保険事業の健全な運営に努めることが必要です。
- ◇後期高齢者医療保険制度へ移行後も保健事業が中断されないよう、介護予防の視点を持ちつつ継続して実施していくことが必要です。



*エビデンス

証拠・根拠、証言、形跡という意味で、ここでは、この治療法が良いと言える証拠・根拠のことです。

施策を進めるために

- 生活習慣の改善、行動変容を促すため、保健指導や広報等で正しい知識の普及啓発を行います。
- 町民の健康に関するデータを管理し、町の健康課題の把握や保健指導に活用します。
- 健康診査やがん検診などの健診機会の周知、健診体制の充実に努めます。
- 国民健康保険事業の健全な運営に努めます。



施策3 幅広い分野・視点から、食育を推進します。

《現状》

- 本町では様々な農産物や加工食品が生産されており、直売所での販売などを通して地産地消が進められているほか、保育所や学校での給食食材として利用されています。
- 保育所では、野菜を育て、収穫し、料理をする体験、食育だよりの発行、子育て支援センターでは、お菓子やパン作りの紹介、保育所給食試食会などを行っています。
- 小中学校では学校農園活動、剣淵高等学校では町内の栽培・加工・販売団体との連携した教育を行っています。
- 乳幼児健診時栄養相談、若年者健診、特定健診、後期高齢者健診事後栄養指導などで個々の状態を踏まえた栄養相談を行っています。
- 離乳食講習会や地区組織等における栄養指導、高齢者栄養教室等の集団栄養指導を実施しています。
- 慢性腎臓病重症化予防、糖尿病性腎症重症化予防について、主治医と連携し栄養指導を行っています。

【必要なこと】

- ◇生産者をはじめ農業関係団体、商工団体など食に関連する人や組織が連携し、地産地消とともに食育に取り組むことが必要です。継続が難しくなっている事業については内容を見直し、より良い食育活動が推進できるように努めることが必要です。
- ◇生活習慣病はこどもにも見られることから、全世代に科学的根拠に基づいた栄養指導を実施し、行動変容ができるよう支援していくことが必要です。
- ◇こどもの発育・発達に合わせた食に関する意識啓発や情報提供を行うとともに、食を通じたこどもの健全育成に努めていくことが必要です。
- ◇若年者健診、特定健診結果をもとに疾病予防、重症化予防ができるように各機関と連携しながら栄養指導・相談に努めていくことが必要です。
- ◇高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が重視されるなか、重症化予防や健康寿命の延伸のためにも高齢者への食生活支援に努めていくことが必要です。

施策を進めるために

- 保育所における食育の取り組みを推進します
- 栄養指導・相談など保健活動における食育の取り組みを推進します
- 小中学校、高校での食育を推進します。
- 農業生産者など地域住民の食育の取り組みを支援します。
- 食育につながるグリーンツーリズムの取り組みを支援します。

施策4 感染症を予防し、まん延を防止します。

《現状》

- 感染症対策として、予防接種法に基づく定期予防接種のA類疾病とB類疾病の予防接種費用助成を実施しています。
- COVID-19(新型コロナウイルス感染症)については、国や北海道の指針に添い、感染拡大防止に向けた情報発信、意識啓発に努めているほか、65歳以上の定期接種として感染症対策事業に取り組んでいます。
- 感染症予防の啓発を回覧や町の公式LINEで行っています。



【必要なこと】

- ◇感染症の拡大を抑制するため、正しい知識の普及啓発が必要です。
- ◇適切な時期に医療受診できるよう情報発信をしていく必要があります。
- ◇感染症流行時には、町の公式 LINE や無線放送を活用し、速やかに周知することが必要です。

施策を進めるために

- 感染症に関する正しい知識の普及、啓発を進めます。
- 感染症のまん延を防止する対策、取り組みを進めます。

施策5 町立診療所の存続に努め、機能や利便性を高めます。

《現状》

- 町内には、内科、小児科、放射線科を標榜した町立診療所があり、他の医療機関と連携しながら初期診療を行っています。健康福祉総合センターが併設されているため、福祉、保健との連携がとりやすく、身近な医療機関として重要な役割を担っています。旧入院病棟は、インフルエンザなどの感染症の院内感染予防や社会福祉協議会が行うデイサービス事業などに活用しています。
- 社会医療福祉法人元生会と包括連携協定を締結し、地域医療体制および全世代型地域包括ケアシステム*の構築、地域救急医療体制の確立、災害時の地域医療・介護体制の構築などに向けて取り組んでいます。
- 医療を効率的に提供する体制をつくるため、上川北部区域地域医療構想により広域医療のあり方が示されています。



*全世代型地域包括ケアシステム

重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」をつくることをめざしています。高齢者だけでなく全世代を対象に考えているので「全世代型」という言葉がついています。

【必要なこと】

- ◇町民の医療機関としての役割を果たしていくために、町立診療所の医師、看護師の体制の維持と健全な財政運営に努めていくことが必要です。
- ◇町内診療所における小児医療の充実とともに、時間外や休日診療、緊急医療体制については近隣医療機関との連携に努めていくことが必要です。
- ◇これまでの救命・延命、治癒、社会復帰を前提とした「病院完結型」医療から、病気と共存しながら健康の維持、向上、健康寿命の延伸をめざし、住み慣れた地域や自宅での生活のための医療を地域で支えていく「地域完結型」医療に変わることが求められています。
- ◇医師の確保に向けて、包括連携協定に基づいた相互連携の取り組みを進めていくことが必要です。

施策を進めるために

- 施設や設備の改修、医療機器の更新、情報通信技術の活用などを進めます。
- 医師、看護師など医療従事者の確保、資質の向上に努めます。
- 訪問診療、訪問看護を実施します。
- 包括連携協定に基づき相互連携による取り組みを進めます。

2 地域福祉



めざす方向、姿

◎ 助けあい・思いやりのあるまち

関連する個別計画 (計画期間)	地域福祉計画 剣淵町地域福祉活動計画(2024~2028) 剣淵町障がい者基本計画・剣淵町障がい福祉計画・剣淵町n児福祉計画 (2024~2029) 剣淵町高齢者保健福祉計画・剣淵町介護保険事業計画(2024~2026)
--------------------	---

施策1 だれもが、いつまでも住み続けられるまちづくりを進めます。

《現状》

- 日常的な交流に加えて、「ふれあい広場」や「社会福祉合同運動会」などで、高齢者や障がい者も含め住民と一緒に楽しみ、交流を深めています。
- 保育所児童や高校生が高齢者と交流を持ったり、障がい者支援施設の利用者(障がい者)が保育所を訪問し陶芸制作を指導するなど、こどもの頃から高齢者や障がい者と接する機会を持つようにしています。
- アンケートで「今、困っていること」と「将来、心配なこと」を尋ねると、ともに最も高いのは「自分の健康」であり、健康は住民にとって最も関心の高い内容といえます。
- 高齢化が進む中で介護や認知症への関心や、関わりを持つ住民も増えています。
- 体の健康に加えて、ストレスやこころの病気という言葉を聞くことも増え、こころの健康づくりは年代に関わらず身近なテーマとなっています。
- 町内にある、地域福祉を支える社会福祉施設は、老朽化や利用ニーズに応じて、改修や整備を進めています。
- 公共施設や住宅、道路など、住民の生活を支える基盤には、人口減少や高齢化が進む中で、年齢や障がいなどに関わらず、便利で快適に利用できることが求められています。本町においても「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針」に準拠した公営住宅の建て替えを行うなどしています。
- 自家用車や鉄道、民間路線バス以外の移動手段として、町有バスのほか、町民向け乗合自動車「じんじん号」を運行しています。また、(町内に送迎可能な親族のいない)心身障がいや疾病のため公共交通機関を使えない高齢者が旭川市から名寄市の範囲内にある医療機関に通院する際にはタクシー利用料金の助成を行っています。

【必要なこと】

- ◇障がい者や高齢者と交流する機会を通して、高齢者や障がい者に、自然と手を差し伸べることができる気持ちを町民みんなで持てるよう促進することが必要です。
- ◇日常生活に制限のない期間である「健康寿命」は、男女とも延びていますが、健康寿命と平均寿命の差は拡大しており、疾病予防と健康増進、介護予防などにより、この差を短縮することが、高齢化が進む日本では大きな課題となっています。
- ◇介護や認知症の予防につながる取り組みとともに、介護が必要な方や認知症の方を支えたり見守ったりするために必要な知識などを広く普及していくことが必要です。
- ◇こころの健康づくりは種類や症状、その対処方も多様ですが、身近な人に相談したり、専門家や各相談機関につなげたりすることが必要です。
- ◇将来的な需要をふまえて改修や整備を進めるとともに、施設の規模や配置、機能なども



検討していくことが必要です。

- ◇近年、大規模な災害の発生がみられる中、社会福祉施設においても、災害時の避難体制や備蓄を見直すことが必要となっています。加えて、災害発生後も運営を継続できる体制を構築しておくことが求められており、そのための計画を作成するなど、災害への備えをより一層強化していくことが必要です。
- ◇高齢化に加えてグローバル化が進むことにも留意し、道路や公園、トイレ、各種施設など、誰もが利用しやすい基盤整備や施設整備が必要です。
- ◇公共施設や住宅を改修、整備する際には、便利さや快適さに加えて、地域福祉の観点として、福祉サービスを適切に利用できることや、包括的な支援体制をつくりやすいことも重視した公共施設となるよう努めるとともに、重視されるように促進することが必要です。
- ◇高齢化により公共の交通手段に頼らざるを得ない人が増える中、バスやタクシーなどの利便性向上を求める声は少なくありません。老後の心配として移動手段をあげる住民も多く、利用者の気持ちになって、少しでも便利に利用できるよう交通環境の改善をめざすことが必要です。

施策を進めるために

- 年齢や障がいの有無に関係なく、支え合う気持ちが町全体に浸透するよう努めます。
- 心身の健康を保ち、住みなれた地域で生活できる環境づくりに努めます。
- 社会福祉施設の改修、利便性の向上、防災対策の強化に努めます。
- 長期的な視点をふまえた基盤整備を進めます。
- 人口減少、高齢化に対応した移動・交通対策の充実に努めます。

施策2 あたたかみを実感できるまちづくりを進めます。

《現状》

- 福祉サービスや社会福祉施設の運営を行ううえで、多くの職員が携わっていますが、福祉サービスの需要が増え、労働人口が減少する中、職員の確保が難しくなっています。このような中、介護を担う人材については、外国人介護福祉人材の受入のための育成支援を広域で連携し、行っています。
- 剣淵高等学校の生活福祉系列では、国家資格の取得に向けて、老人福祉施設での長期実習などを行っているほか、社会福祉協議会の介護事業所の専門職を講師に招き、地域の福祉活動の紹介や地元で専門職として活躍する意義を伝えています。
- 福祉施設で開催される行事や高齢者・障がい者を主な対象としたイベントの支援、各地域で行われている「ふれあいサロン」のサポーターなど、多くの人たちがボランティアとして活動を支援しており、福祉のまちづくりを進めるうえで欠かせない存在となっています。
- 社会福祉協議会ボランティアセンターには、個人会員のほか「JA女性部ほほえみグループ」「赤十字奉仕団」「郵便局長有志の会」の3団体が登録しています。
- 町内には、地域福祉全体について協議する組織として、ボランティア団体も含め、地域の団体の代表者で構成される「生活ささえ愛けんぶち」があり、地域福祉に関する課題を協議したり、意見交換を行っています。
- 社会福祉協議会により、閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者等を対象に「ふれあい昼食会」を開催しているほか、高齢者が身近な地域で仲間と集まり交流する場として、西町・緑町・仲町・元町・屯田町・東町の6地区で「ふれあいサロン」を開設しています。



- 高齢者の活動組織として、老人クラブや高齢者事業団などがあります。
- 町内には、障がいのある方々が生活する施設やグループホーム、働く場所などがあるため、障がいのある人たちと接する機会が日常的にあります。
- 剣淵町では、誕生した赤ちゃんが健やかに育つようにとの願いを込めて、「君の椅子贈呈」「ブックスタート」また、幼児には「ぷっちなブックまつり」を行い子育てや教育、健全育成などに関わる活動を支援し、温もりあるまちづくりをめざしています。
- 全国的な傾向と同様に、本町においても小中学校で特別支援教育の対象となる児童生徒は増加傾向にあります。

【必要なこと】

- ◇労働環境だけでなく、住宅環境なども含め職員が働きやすい環境の充実に努めることが必要です。
- ◇高校卒業後、町内での就業につなげることが難しい状況ですが、今後も継続し、町内での就業を促進していきます。
- ◇活動現場の声と、地域福祉に関する課題を町全体で共有することを大切にしながら、限られた人員で効果的に、福祉のまちづくりを進めていくことが必要です。
- ◇地域福祉に関わるボランティア活動への参加者は年々減少傾向にありますが、小中学校や高等学校で、福祉教育やボランティア活動を行う機会もあり、「情報を知ったら」「声がかかれば」活動に参加したいという声は、若い世代も含め少なくありません。一方、町外の高校に通う生徒が多いため、中学校を卒業すると地域とのつながりが薄れるという状況も見られます。ボランティア活動に参加するきっかけづくりとともに、参加したい(してもよい)という人たちに、手伝ってほしい情報を伝えたり呼びかけたりすることで、参加者を増やせるように努めることが必要です。
- ◇高齢者や障がい者を支える活動だけでなく、子ども会をはじめ青少年健全育成活動など、子育て支援に関する活動においても、支援する人手不足が課題となっています。町ぐるみでこどもや子育てを応援しようという気持ちを高め、活動を促進することが必要です。
- ◇ふれあい昼食会やふれあいサロンの機会を通して、地域で暮らす高齢者を見守り、孤立を防いでいくことが必要です。
- ◇高齢になっても仕事を続ける人が増え、老人クラブや高齢者事業団への加入者が少ない状況も見られますが、今後も高齢者の主体的な活動の場として活動や運営を支援していくことが必要です。
- ◇町内で暮らしたり働いたりしている障害のある人たちを見守り、困っている時にはサポートしようという気持ちを住民で共有し、障がい者にとっても安心して暮らせるまちづくりを進めていくことが必要です。
- ◇こどもがいない家庭や、こどもと直接関わるのが少ない町民も増えていますが、町ぐるみでこどもの誕生を喜び、見守ることで、こどもが安心して楽しく暮らせる地域になるように努めます。また、絵本や椅子の贈呈など、現在行われている事業が形骸化しないよう、事業に込めている気持ちが継承されるようにすることが必要です。
- ◇障がいや発達上の不安を早期に発見し、適切な療育・発達支援を受けられる体制づくりに努めることが必要です。
- ◇障がいの有無に関わらず、一人ひとりに応じた教育の充実に努めるとともに、障がいのあるこどもの自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援することが必要です。



施策を進めるために

- 地域福祉を担う人材の確保に努めます。
- 地域福祉につながる活動に協力する人、参加する人が若い世代も含め増えるようにします。
- 高齢者が孤立せず、生きがいを持ちながら生活できるよう支援します。
- 障がい者が働いたり、住民と交流しながら、自立した生活を送ることができるよう支援します。
- こどもの誕生を地域で祝い、成長を見守ります。
- 障がいのあるこどもが安心して学び、生活できる環境をつくります。

施策3 困っている人を見過ごさないまちづくりを進めます。

《現状》

- 地域包括支援センターや自立支援協議会などを中心に、高齢者やその家族、障がい者やその保護者から相談を受け、対応しています。気楽に相談できるよう広報、回覧等で相談窓口を周知しているほか、民生委員等からの情報提供を受け、関係機関につなぎ、その後も継続見守り、声かけ等を行っています。
- 高齢化に伴い、権利擁護の相談増加が予想されるほか、家庭内で介護、看護、日常生活上の世話等を行う、孤立する人の増加も懸念されます。また、支援が必要な方は、高齢者や障がい者だけでなく、子育て中や介護中の方、生活に困窮している方、外国の方、人性的マイノリティの方、立ち直りをめざす犯罪や非行をした方などさまざま、年齢も幅広くいます。国は、属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制づくり」を自治体に促しているところです。
- 重層的な支援が求められる背景として、様々な理由を背景に、生活を送ることへの困難さや、生きづらさを感じていることがあります。本町でもアンケートによると、就業や介護で困っている方、引きこもり状態になっている方、自殺を考えている方が僅かながら一定数あり、そのうち、相談をした方は限られている状況です。住民相互の交流が比較的多い本町でも、困っている状況を察知したり、打ち明けたりする機会は減っていると思われる。
- 配食サービスや除雪サービスなどを通じて、在宅の高齢者や障がい者を日常的に見守っています。また、機敏な行動が難しい高齢者や障がい者には緊急時にワンタッチで通報できる装置を貸与しているほか、徘徊により行方不明となった場合には、地域ぐるみで速やかに発見し保護するための協力体制(SOSネットワーク)をつくっています。
- 成年後見制度*に基づき、全国どの地域においても高齢者や障がい者が成年後見制度を必要な時適切に利用できるようにすることが求められる中、剣淵町・和寒町・幌加内町・士別市の1市3町で「士別地域成年後見センター」を設立し、成年後見制度についての相談や利用支援を行っています。



*成年後見制度

認知症や精神上の障がい等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、法的に保護する制度です。家庭裁判所に申立てて、その方を援助してくれる人(成年後見人等)を選任してもらいます。

【必要なこと】

- ◇相談しやすい環境づくりや、相談窓口について広報・回覧等で周知することが必要です。



- ◇本町においても、地域福祉のまちづくりを進めるうえで、多様な支援が求められていることを認識し、積極的に支援ニーズを把握し、関係機関と連携しながら、支援していく体制や対応策を整えていくよう努める必要があります。
- ◇悩んでいる方、生きづらさを感じている方に気づき、声をかけ話を聞いて、必要な支援につなげる意識を、町とともに多くの住民にも持ってもらえるよう促進することが必要です。
- ◇課題解決に向けた支援を行っていく際には、福祉担当部局だけでなく、全庁的な連携により、迅速かつ効果的な支援を行うことが必要です。
- ◇ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が増える中、生活支援サービスなどを通じて見守る機会を引き続き重視するとともに、GPS・見守りカメラなど搜索補助機器等の購入助成も積極的に行いながら、ソフト・ハード両面から、緊急時には速やかに対応できる体制の強化に努める必要があります。
- ◇虐待を防ぐことも重要であり、今後も、関係機関と連携を深め、高齢者や障がい者の見守り環境づくりに努める必要があります。
- ◇本町においても成年後見制度の利用が必要な方が徐々に増えており、障がい者の高齢化も進む中で、保護者からは親亡き後のことを心配する声が増えています。成年後見制度の周知とともに、さまざまな状況の方が利用することをふまえ、安心して利用できる体制づくりに努める必要があります。

施策を進めるために

- さまざまな悩みや困りごとを受け止め、支援につなげていく環境づくりに努めます。
- 困っている方、生きづらさを感じている方が、解決に向かえるよう支援します。
- 高齢者や障がい者を見守り、緊急時には速やかに対応できる環境づくりに努めます。
- 高齢者や障がい者が、成年後見制度を安心して利用できる環境づくりを進めます。

施策4 ご近所とのつながりで、安心・安全を感じられるまちづくりを進めます。

《現状》

- 町内6か所で開催されているサロンには地域のサポーターが参加しており、地域での見守り・支え合いの貴重な場となっていますが、サポーターの高齢化と担い手不足、参加者数の減少が課題となっています。
- 社会福祉協議会が事務局となり、無償・有償ボランティア「生活ささえ愛事業ささえ手」を行っています。送迎付きお買い物同行サービスを追加したことで、男性ボランティアが若干増えるなど、参加の輪が広がっています。
- アンケートでは、除雪や排雪、買物や通院への乗車、力仕事や手が届かない作業を「手助けしてほしい」という声がある一方「手伝ってもよい」という声もあります。
- 市町村では、災害時に自ら避難することが難しい方(避難行動要支援者)を日頃から把握し、災害が発生した際には速やかに支援できるよう、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務づけられており、本町でも作成しています。
- 近年、大規模災害の発生によって、避難や避難生活を経験する地域が全国で増える中、自治体や消防・警察などが住民を助ける「公助」には限界があり、自ら守る「自助」とともに、近隣や地域の人同士で助け合う『共助』の重要性が指摘されています。



【必要なこと】

- ◇ご近所付き合いや交流は減少していますが、近所との付き合いや交流を大切にすることが地域福祉を進めるうえで必要と考えている人は多くいます。サロンをはじめご近所との支え合いや助け合いが自然に行われる状況が続くよう促進することが必要です。
- ◇「生活ささえ愛事業ささえ手」を利用したい人と参加したい人がつながり、活動が続くようにボランティア活動の周知、ボランティアの募集、研修会の開催などを行うことが必要です。
- ◇町内で生活する外国人が見られる中、同じ地域の一員として、ゴミ出しや除雪等に関するルールやマナーを理解してもらうようにすることが必要です。
- ◇避難行動要支援者名簿に掲載された方々の状況は変化することから、細やかな更新に努めることが必要です。
- ◇本町においても、日頃からの備えの大切さとともに、災害や緊急事態が発生した際には、「共助」で支え合う意識が持てるよう促進することが必要です。

施策を進めるために

- ご近所同士、身近な地域での支え合いが広がるよう、促進します。
- 災害時への対応や、災害時に避難支援を必要とする人達の把握が地域で行えるよう支援します。

3 高齢者福祉



めざす方向、姿

- ◎ 高齢者とともに生活し、支える「地域包括ケアシステム*1」の深化
- ◎ 健康寿命*2を延ばし、人生100年時代を健康に過ごせる支援

関連する個別計画 (計画期間)	地域福祉計画 剣淵町地域福祉活動計画(2024~2028) 剣淵町高齢者保健福祉計画・剣淵町介護保険事業計画(2024~2026)
--------------------	--



*1：地域包括ケアシステム

重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制のことです。

*2：健康寿命

平均寿命から、寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間です。

施策1 高齢者が自ら行う健康づくりや介護予防を支援します。

《現状》

- 介護や認知症の発症を予防し、健康寿命を延ばせるよう、体操教室等を実施し、健康づくりを呼びかけ、支援しています。また、リハビリ体操指導士を育成し町民とともに高齢者の介護予防を進めています。
- 後期高齢者の健診と特定健診を同じ日に実施することで、受診者数や受診率が上昇しました。

【必要なこと】

- ◇筋力が衰え疲れやすくなり家に閉じこもりがちな状態(フレイル)になると、要介護へと移行していくことが懸念されます。高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、フレイルになることを防ぎ、要介護状態に至る可能性を減らしていくことが重要です。
- ◇体操教室を通じて運動の必要性を発信しながら介護予防を推進していくことが必要です。
- ◇できるだけ長く、住みなれた場所で自立した生活を送ることができるよう、若い世代から健康づくりを支援することで、生活習慣病やその重症化を予防し、健康寿命の延伸を促進していくことが必要です。
- ◇受診率の上昇に伴い保健指導対象者が増加していますが、限られたマンパワーで効果的な保健指導に努めながら、引き続き受診率向上に取り組んでいくことが必要です。

施策を進めるために

- 高齢者の健康づくりを支援します。
- 生活習慣病や重症化を予防します。
- 要介護状態になることを予防します。



施策2 高齢者がいきがいを持って生活できる環境をつくります。

《現状》

- 閉じこもりがちな高齢者を対象に、昼食会やサロンを開催しています。
- 高齢者の活動組織として、老人クラブや高齢者事業団、高齢者学級「学び舎ひらなみ」などがあります。高齢でも仕事を続けている人も多く、各組織への加入者が少ない状況です。
- 高齢者の長寿を祝福し、長寿祝金を贈呈しています。

【必要なこと】

- ◇サロンの開催を支援するサポーターの担い手不足や参加者の減少が課題となっており、活動を周知しながら地域住民などに参加を呼びかけていくことが必要です。
- ◇高齢になっても地域で活躍したり、仲間をつくる機会を持ち続けてもらうためにも、各組織の維持に努めることが必要です。
- ◇高齢者に敬愛を伝えることで、長寿社会を喜ぶ気持ちを町全体で共有できるよう努めていくことが必要です。

施策を進めるために

- 各種活動への参加を促進し、交流する機会が持てるようにします。
- 働く場や機会をつくり、高齢者が持つ知識や技術を社会に還元できる環境をつくります。
- 高齢者への敬愛、長寿社会を喜ぶ気持ちを町全体で共有します。

施策3 高齢者が住み慣れた家で生活できるよう支援します。

《現状》

- 住宅改修費の支援や配食サービス・除雪サービス等の生活支援を行い、住み慣れた家で生活できるように努めています。
- 施設に入所する高齢者が増え、在宅サービスの利用者が減少する中、町内にある在宅介護サービス事業の継続性を念頭に、サービス提供事業所の運営の持続安定を図るため、複数の事業所が提供する居宅介護支援とデイサービスを町、各事業所が協議の上、2023(令和5)年に一本化しました。
- 高齢者を守る取り組みとして、土別地域成年後見センター*剣淵相談所を開設し、認知症などによって判断能力に不安がある方の相談に応じ、土別地域成年後見センターにつなげているほか、高齢者虐待を防止するマニュアルを作成しています。
- 後期高齢者医療制度は、道内すべての市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が運営しており、本町では申請書・届出書の受付などの窓口業務、保険料の徴収等を行っています。



*成年後見センター

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度が「成年後見制度」です。この制度に基づき、相談や支援を行うところです。



【必要なこと】

- ◇住み慣れた家で生活できるよう、住環境を整え、医療・介護サービスを受けられるよう生活を支援していくことが必要です。
- ◇地域とのつながりが希薄な人ほど悩みを抱えている場合が多く、それらの悩みやひきこもりについて相談に来ない傾向が見られます。自治会や地域住民と協力し、そのような人たちを早期発見し、見守るとともに、適切な支援につなげていくことが必要です。
- ◇平均寿命が伸びる反面、介護を必要とするケースも増えており、介護保険料の上昇が続いています。安定した事業運営のためにも介護給付費の抑制が必要であり、若い世代も含め介護予防の推進が必要です。また、経済状況や介護サービスは必要ない・利用していないという理由で介護保険料を滞納するケースが増えており、相互扶助に基づく社会保障制度への理解を促進していくことが必要です。

施策を進めるために
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者福祉に関して総合的に相談が受けられるようにします。 ●高齢者の尊厳や権利を守ります。 ●高齢者の自立した生活を支援します。 ●医療ニーズの高い高齢者に医療や介護サービスを切れ目なく提供します。 ●ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦、在宅で介護している世帯などを見守ります。 ●高齢者が生活しやすい住環境づくりを支援します。 ●介護給付を必要とする被保険者を適切に認定します。 ●介護保険事業、後期高齢者医療事業の健全な運営・推進に努めます。

施策4 高齢者の居住ニーズに沿った、適切な施設利用につなげます。

《現状》

- 町内には、高齢者の入所できる施設として、特別養護老人ホーム「剣淵ひらなみ荘」、認知症グループホーム「栞」、有料老人ホーム「ゆうづきの家」があります。町内の施設では対応できない医療ケアなどが必要な方は町外の高齢者施設を利用しています。
- 高齢者の住まいとして、生活環境又は、住宅事情等のある方を対象とした、町が運営する高齢者等福祉寮「福寿寮」があります。生活支援員の配置や定期的な健康相談を行い、安心して住みやすい生活環境づくりに努めています。

【必要なこと】

- ◇介護職の人材確保や待機者の増加など施設運営を取り巻く状況は厳しく、介護サービス事業所等の経営安定を図ることが必要です。
- ◇居住ニーズや施設利用に対する希望は多様化していますが、それぞれの事情に応じた選択ができることが大切です。
- ◇高齢者福祉寮の施設が老朽化しており、対応が必要です。

施策を進めるために
<ul style="list-style-type: none"> ●低所得者への施設利用助成や入所待機者の解消に向けた支援とともに、介護サービス事業所等の経営安定を図ります。 ●多様化する居住ニーズに対応できるよう情報提供や相談の充実に努め、適切な施設利用につなげます。



施策5 認知症になっても安心して生活できる地域をつくります。

《現状》

- 高齢化とともに増加が予測される認知症の方を地域で見守り支えるため、認知症講演会や認知症ケアパス*¹の作成、認知症サポーターの養成、認知症初期集中支援チームによる対応・支援などを実施しています。
- 認知症に関する相談支援や、認知症への理解を普及させるため、認知症グループホーム「葉」や社会福祉協議会とともに、認知症カフェ*²を開催する準備を進めています。



*1：認知症ケアパス

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」をまとめたものです。

*2：認知症カフェ

認知症の方とその家族が、地域住民の方や、介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流できる場のことです。

【必要なこと】

- ◇認知症を予防することには年齢を問わず町民の関心が高く、分かりやすく普及していくことが必要です。
- ◇認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「認知症バリアフリー」の推進が求められているなか、町全体で認知症への理解を深め、見守る体制を整えていくことが重要です。
- ◇認知症カフェの対象者を「認知症」と限定することなく、介護者や当事者同士の交流の場としていくことで、孤立を防いでいくことが必要です。

施策を進めるために

- 認知症への理解を町全体で深め、見守ります。
- 医療と介護の連携を強化し、認知症の予防に向けて取り組みます。
- 認知症に関する相談・支援体制を強化します。





4 障がい者(児)福祉

めざす方向、姿

- ◎ 障がい者の自立や社会参加を支援する
- ◎ 障がいのある人・ない人が、お互いに自然に接し、ともに暮らしていけるまちにする

関連する個別計画 (計画期間)	地域福祉計画 剣淵町地域福祉活動計画(2024~2028) 剣淵町障がい者基本計画・剣淵町障がい福祉計画・剣淵町障がい児福祉計画(2024~2029)
--------------------	--

施策1 障がいに対する理解を深め、共に支え合う心を育みます。

《現状》

- 町内に障がい者が生活する施設やグループホーム、働く場所などがあり、障がい者と接する機会が日常的にあるほか、ふれあい広場や社会福祉合同運動会など障がい者も含め住民と一緒に楽しみ、交流を深める機会もあります。保育所を来訪し陶芸制作を指導するなど、こどもの頃から障がい者と接する機会を持つようにしています。
- 障がい者が職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否されたりする問題を背景に、障がいを理由とする差別の解消に向けた法整備が進んでいます。

【必要なこと】

- ◇日常生活での交流や障がい福祉を学ぶ機会などを通して、障がいに対する理解を深め、互いを尊重し、共に支え合う意識を浸透させることが必要です。
- ◇障がい者の人権を尊重し、差別や虐待などが発生しないように努めるとともに、虐待などを発見した場合は速やかに通報周知につながるよう、関係機関との連携強化に努めることが必要です。
- ◇障がい者が尊厳を保ちながら生活できるよう、権利擁護を目的とした各種制度を周知し利用を促進するとともに、障がい者本人の自己決定を尊重するため、意思決定支援を普及させることが必要です。

施策を進めるために

- 差別解消につながる啓発・理解促進、交流を推進します。
- 障がいのある人の権利擁護(意思決定支援)、虐待防止に努めます。

施策2 障がい者(児)の日常生活を支え、見守る環境をつくります。

《現状》

- 一般的な相談支援に加え、障がいの特性に対応できる基幹相談支援センターを2024(令和6)年度に設置し、より相談がしやすい体制作りに努めています。
- 町内には地域活動支援センターとして地域交流館ととてがあり、在宅で暮らす障がい者の創作的活動や地域交流の場として利用されています。
- 保育所で陶芸制作の指導を行っているほか、町で行われる行事にも地域住民の協力も得ながら参加しています。



○障がい者の活動を支援するために、施設や町の職員をはじめ、住民がボランティア活動に携わっています。

【必要なこと】

- ◇困りごとの解決や情報提供を求める障がい者やその家族に、さまざまな立場から有効な助言や情報提供が行われるよう、関係機関の連携や体制の充実、相談を受ける人材の育成などに努めることが必要です。
- ◇障がい者ができる限り地域の中で自立して生活できるよう、一人ひとりの意向や支援ニーズをふまえながら、障がいの種類や程度、個々の状況やライフステージなどに応じた、きめ細かなサービスの提供ができるよう、支援体制の整備に努めます。
- ◇障がい者福祉施設の確保や施設サービスの質の向上を図るとともに、本人の意向を尊重しながら、施設入所者が地域生活へ移行していくように促進することが必要です。また、住宅・居住に関する相談支援や住まいのバリアフリー化等の支援も必要です。
- ◇障がい者の自主的な活動を支援するとともに、地域活動・社会活動に積極的に参加できるよう促進することが必要です。
- ◇ボランティア活動への参加者の減少、高齢化が課題となっており、活動への参加を促すとともに、ボランティアの需要と供給を結びつけるコーディネート機能の向上に努めることが必要です。また、ボランティア団体等が創意を生かし自主的・自発的な活動ができるよう支援することも必要です。
- ◇障がい者福祉を支える職員の労働環境の向上とともに、マンパワーの確保と資質の向上、連携の強化に努めることが必要です。

施策を進めるために

- 困りごとや相談の受入れを行います。
- 自立支援のためのサービスを充実させます。
- 住まいの確保に努めます。
- 自主的な活動の支援、地域活動・社会活動への参加を促進します。
- 活動を支えるボランティア活動を推進します。
- 障がい福祉を支える専門職、職員などマンパワーの確保に努めます。

施策3 障がい者(児)が安全で安心して生活できる環境をつくります。

《現状》

- 高齢化が進む中、障がいの有無に関わらず、すべての住民が、安全・快適に外出したり、行動したりできるまちづくりが求められています。
- 障がい者の活動や社会参加を促進するためには、移動手手段の支援は重要です。
- 災害時に、素早い避難や一人での避難が困難な障がい者は多く、避難時に障がいや疾患の悪化、生活場所の確保を心配している方も多くいます。

【必要なこと】

- ◇ユニバーサルデザインにもとづいた公共施設などの整備・改修や、歩道や建物の段差の解消など歩行空間のバリアフリー化に努めることが必要です。
- ◇障がい者も安全に公共交通が利用できるよう、バスやタクシーなどの安全性や利便性を高めるとともに、利用負担の軽減などに努めることが必要です。
- ◇日頃からの災害への備えや防災知識の普及とともに、障がいの有無に関わらず、災害時



の速やかな避難や、健康に留意しながら安全な避難生活を送ることができるように、きめ細かな支援体制や避難環境の整備に努めることが必要です。

- ◇障がい者が犯罪に巻き込まれることも多く、犯罪から守ることが重視されています。関係機関と連携し犯罪の未然防止に努めることが必要です。

施策を進めるために
<ul style="list-style-type: none"> ●施設や歩行空間のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。 ●移動する際の支援に努めます。 ●防災・防犯対策を進めます。

施策4 障がい者(児)が必要な情報を届け、自ら得られる環境をつくります。

《現状》

- 視覚・聴覚障がい者や知的障がい者に的確に情報を伝えるには配慮が必要なことがありますが、その認識は必ずしも普及していません。
- すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加するには、情報を得て利用することが十分にできたり、意思の疎通が円滑にできることが重要であり、障がい者による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することが求められています。

【必要なこと】

- ◇日常生活に関する情報から、災害時の緊急情報まで、情報技術も活用しながら、障がいに配慮した情報提供を行うとともに、配慮の大切さについて普及に努めることが必要です。
- ◇コミュニケーションをとる際に支援が必要な方に、より良い支援が行えるよう努めます。

施策を進めるために
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいに配慮した情報提供を行います。 ●コミュニケーションをとる際に支援します(意思疎通支援)。

施策5 保健・医療の適切な提供に努めます。

《現状》

- 障がいの原因は様々ですが、予防には早期の発見が重要です。
- 障がいの軽減や重度化・重複化などを防ぐためには、保健、医療サービスは重要な役割を担っています。
- 精神障がい者は年々増加の傾向にあり、自殺者の多くがうつ病など精神的な疾患を抱えていたと言われる中、精神保健における取り組みはますます重要になっています。

【必要なこと】

- ◇健診などを通じて、適切な生活習慣指導等を行うとともに、乳幼児から高齢者まで、あらゆるライフステージにおいて、障がいの原因となる疾病の予防、障がいの早期発見に努めることが必要です。
- ◇障がい者やその家族が、生涯を通じて切れ目のない支援を受けることができるよう、一人



ひとりに応じた相談支援を行い、必要な支援につなげることが必要です。

- ◇障がい者一人ひとりの支援ニーズをふまえて、適切な保健、医療サービスやリハビリテーションを適切に受けられるようにすることが必要です。
- ◇心の健康を保つことにつながる情報提供とともに、精神的な悩みが相談でき、改善に向けた支援につなげていく体制や支援の充実に努めます。

施策を進めるために

- 障がいの予防・早期発見に努めます。
- 適切な医療・リハビリテーションを充実させます。
- 精神保健対策を充実させます。

施策6 療育・教育の充実と文化やスポーツに親しめる環境をつくります。

《現状》

- 障がい児とその家族が、発達や育児のことを相談する場として士別市こども通園センターのぞみ園があります。
- 学校では、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた教育や、持てる力を高めていく教育が行えるよう、適切な指導や必要な支援に努めるとともに、障がいのある者となない者が可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育の推進に努めています。
- スポーツや趣味・文化活動などは、健康づくりや仲間とのふれ合いの場となりますが、障がい者には社会参加やリハビリテーションの機会にもなります。本町においても、障がい者のスポーツ活動や文化・芸術活動の促進に努めています。

【必要なこと】

- ◇乳幼児や児童の障がいを早期に発見し、早期療育を行うことは重要ですが、保護者がこどもの障がいを受容することが難しい場合もあります。本町においても、発達障がいの疑いなどがあるこどもが増加している傾向にあり、障がいを早期に発見し、できるだけ早い時期から療育が行える体制の充実に努めることが必要です。
- ◇士別市こども通園センターのぞみ園との連携を深め、障がいや発達の遅れのあるこどものいる家庭が安心して預けられるよう、保育所における障がい児保育の充実に努めることが必要です。
- ◇障がい児に対する支援情報が適切に引き継がれ、児童生徒の成長につれて主たる支援機関が変わっても、継続して支援できるように努めることが必要です。
- ◇個々の志向と能力に応じて、生涯にわたってスポーツや趣味・文化活動などに親しみ、社会参加と仲間づくりを行えるような機会の提供に努めることが必要です。

施策を進めるために

- 早い時期から療育が行える体制の充実に努めます。
- 学校教育において適切な指導や必要な支援が行えるようにします。
- 生涯を通じて多様な活動を支援します。



施策7 就業や経済的自立を支援します。

《現状》

- 障がい者の積極的な雇用を促進するため、民間企業の障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられていますが、障がい者の雇用環境は厳しい状況です。本町では、福祉施設と連携し、農作物の加工品づくりの分野などで農福連携が行われていますが、障がい者の雇用・就業の場は限られています。
- 障がい者が働く場を選ぶ際、体調や心の状態に合わせて、福祉サービス事業所で支援サービスを受けながら就労する福祉的就労の場として、町内には就労継続支援B型事業所があります。
- 障がい者の自立や社会参加を進める経済的支援が実施されていますが、障がい者が通所施設などでの作業で得られる工賃収入は依然として低い水準にあるなど、経済状況が厳しい障がい者は少なくありません。

【必要なこと】

- ◇働く意欲を尊重し、雇用情報を企業等に積極的に提供するとともに、就労した障がい者が安心して仕事を継続できるよう各種支援に努めることが必要です。
- ◇今後も関係機関と連携し、生きがいややりがいなど自己実現を図っていくことが可能な福祉的就労の場の確保・整備に努めることが必要です。
- ◇経済的自立や経済的な負担軽減につながる情報提供や相談支援の充実に努めるとともに、各種年金・手当等に関する情報を必要とする方に伝え、利用促進を図ることが必要です。

施策を進めるために

- 雇用・就業を促進します。
- 福祉的就労を充実させます。
- 経済的自立に向けた支援に努めます。



第4章 豊かな環境と共生し安全に暮らせるまちをつくる

1 自然保護、環境共生

めざす方向、姿

◎ 環境への負荷を軽減し、持続可能な町の環境を守る

関連する個別計画(計画期間)	地球温暖化対策実行計画(2023~2027)
----------------	------------------------

施策1 自然環境を守りつつ、自然と共生する環境づくりに努めます。

《現状》

- 不法投棄の多くは不法投棄者が特定できず、巡回で発見した不法投棄の電化製品等の処理については町費で処理しています。不法投棄の大量投棄は減少傾向にありますが、道路敷地等に家庭ごみゴミを捨てる人が増えています。
- 町内では特に問題となる公害は発生していませんが、秋になると野焼きによる大量の煙が発生したり、ふん尿が一般河川に流出しそうなところがあります。
- スズメバチなど蜂の巣の駆除を委託業者により行っていますが、猛暑の影響で駆除委託が増えています。

【必要なこと】

- ◇不法投棄町に関しては、回覧や町の公式LINEで禁止を呼び掛けるとともに、投棄が多い場所には看板を設置し啓発に努める必要があります。
- ◇農業関係の焼却については、法で認められている部分もあり、強制力をもった対応が困難な状況にありますが、ふん尿の河川流出防止とともに、農業者に理解を促すことが必要です。
- ◇スズメバチ駆除に関しては、駆除委託費が年々増加しているため、駆除依頼者に対し手数料等の負担を検討する必要があります。

施策を進めるために

- 不法投棄や公害などが発生しないように指導・監視します。
- 自然環境の保護につながる活動を促進します。
- 虫の大量発生抑制、危害防止に努めます。



施策2 地球温暖化防止につながる取り組みを進めます。

《現状》

- 「地球温暖化防止実行計画」を策定し、温暖化防止に向けた取り組みを進めています。
- 公共施設の照明や街路灯を電力消費が少ないLEDに変えるなど、環境負荷の軽減に努めています。

【必要なこと】

- ◇二酸化炭素の削減や環境への負荷軽減につながる取り組みを推進していくことが必要です。
- ◇「地球温暖化防止実行計画」については剣淵町一円を考慮した区域編の策定についても検討していくことが必要です。

施策を進めるために

- 環境負荷の軽減につながる取り組みを促進します。



2 景観、環境美化

めざす方向、姿

◎ 剣淵らしいまちの景観、農村風景を、町民の協力を得ながら守る

施策1 きれいで安全なまちの環境を保ちます。

《現状》

- 本町の代表的な風景として、丘陵地と田園による美しい景観が継承されています。
- 市街地は、商店の外観や看板の更新、歩道の整備などにより、統一した景観づくりに努めています。
- 自治会と職場単位で春の全町一斉クリーン作戦が行われるほか、剣淵高等学校との連携した花いっぱい運動など、環境美化に取り組んでいます。
- 犬や猫などのペットの飼育に関しては、町の広報紙や回覧、公式LINE等で適正な飼育を呼び掛けています。

【必要なこと】

- ◇景観向上につながる各活動を町民に呼びかけながら、今後も継続していくことが必要です。
- ◇適切に管理されていない空き家の老朽化が進み、屋根からの落屑、風による飛散、台風等による倒壊などが懸念されています。
- ◇近年は、ペットを飼う人も増え、多頭飼いをしている方もいる中、適正な管理や飼育マナーの普及に努めることが必要です。

施策を進めるために

- まちなかや郊外の景観の向上につながる取り組みを進めます。
- 花や緑でまちをきれいにする活動、クリーン活動などを町民の協力のもと進めます。
- 適切に管理されていない空き家への対応を検討します。
- 犬や猫などのペットが適正に飼育されるようにします。

3 排水処理、し尿処理



めざす方向、姿

- ◎ 人口規模や地域の実情に合った排水処理体制
- ◎ 持続可能な排水処理事業の運営

関連する個別計画 (計画期間)	一般廃棄物処理基本計画「生活排水処理基本計画」(2021～2030) 下水道中期ビジョン(2021～2030) 下水道事業(特定環境保全公共下水道・農業集落排水)経営戦略(2025 改定)
--------------------	--

施策1 生活排水の適切な維持管理、健全運営に努めます。

《現状》

- 公共下水道事業と農業集落排水事業による下水道整備により、生活排水の適正な処理を進めています。
- 公共下水道区域内の水洗化率は97.4%に達し生活排水の適正処理率は概ね安定して推移しています。合併浄化槽の整備も進み人口普及率は87.2%です。
- 下水道区域外では、毎年4～5戸、合併処理浄化槽の設置を進めています。
- し尿処理は土別市の処理施設で処理しています。下水汚泥については堆肥化し、下水汚泥堆肥販売会を通じて販売しています。
- ストックマネジメント計画により、下水処理施設(剣淵浄化センター)の更新を進めています。
- 公営企業会計への移行により、経営の透明性と財務管理の精度の向上に努めているほか、維持運転管理については、委託業者と5年間の長期包括契約を更新し、安定した運営に努めています。

【必要なこと】

- ◇管路の老朽化に伴う損傷や維持管理費が増大する一方、人口減少により使用料収入が減少する中で、監視システムの導入を進めるなど効率的な運転管理を行い、安定経営に努める必要があります。
- ◇耐震診断の結果、一部の施設で耐震性能の不足が確認されたことから、補強設計や耐震改修の検討が必要です。
- ◇管路については、老朽化の進行状況を把握するための管路調査を継続して実施しており、その結果を踏まえ改修工事を検討していく必要があります。
- ◇大規模改修に係る事業費が高額化しており、財政確保と費用の平準化が大きな課題となる中、耐震改修、広域連携、デジタル化を柱とした持続可能な排水処理体制を構築することが必要です。

施策を進めるために

- 下水道ストックマネジメント計画や耐震診断結果に基づき、補強設計、耐震改修を計画的に実施します。
- 住人への啓発を強化し、合併浄化槽の設置、更新を促進します。
- 堆肥化施設など広域連携の可能性を関係自治体と協議し、再資源化の効率化を進めます。
- 防災・減災の取り組みを進めるとともに、災害時の早期復旧体制を強化します。
- 広域的な経営基盤の強化に向け、上下水道の広域連携を検討します。



4 ごみ処理、リサイクル

めざす方向、姿

◎ ごみの適切な処理、減量化・再利用・リサイクルの普及

関連する個別計画(計画期間)	一般廃棄物処理基本計画・ごみ処理基本計画(2019~2033) 分別収集計画(2026~2030)
----------------	--

施策1 ごみを円滑に収集し、適切に処理します。

《現状》

- 一般ごみは、可燃ごみと不燃ごみに分別し、可燃ごみは愛別町外3町塵芥処理組合が運営する塵芥処理施設で処理しています。不燃ごみは町内の埋立て処分場、生ごみは広域生ごみ処理場で処分しています。
- 家屋等の解体に伴う粗大ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物との区分を明確にするため、2020(令和2)年度から届出制としています。

【必要なこと】

- ◇一般ごみの埋立処分場の残余容量が少なくなっているため、ごみの分別、減量化により施設の延命に努める必要があります。
- ◇浸出水処理施設も供用開始から20年が経過してきているため、今後、中長期的な施設維持に向けて、コストの縮減、平準化を考えた計画検討が必要です。
- ◇生ごみ処理は、2027(令和9)年度より、愛別町外3町塵芥処理組合の処理施設に可燃ごみに混入して処理する方法に変更するため、町民に周知を丁寧に行う必要があります。

施策を進めるために

- 町民の利便性に配慮しつつ、ごみの収集運搬を効率的に行います。
- ごみ処理に関連する施設の適切な維持管理、延命化に努めます。



施策2 ごみの排出抑制、減量化、資源化に向けた取り組みを進めます。

《現状》

- 資源ごみである、缶、びん、ペットボトル、容器包装プラスチック、白色トレイ、発砲スチロール、紙製容器包装、蛍光管、乾電池、飲料用紙パック、古着、廃食用油、段ボール、新聞・雑誌、鉄類、小型家電のリサイクル(再生利用)を行っています。
- 「けんぷちごみのしおり」を作成し、一般ごみや生ごみも含め、それぞれのごみの出し方を案内しているほか、町の公式LINEでは会話形式(分別チャット)でごみの分別を調べられるようになっています。

【必要なこと】

- ◇本来食べられるのに捨てられてしまう食品「食品ロス*」の抑制やプラスチックごみの削減が課題となっており、本町でも取り組んでいく必要があります。
- ◇資源ごみは人口減もあり量は減少していますが、中には分別ルールが守られていないものがまだあるため、分別ルールの広報、啓発のほか、ごみのしおりの見直しや町の公式LINEを利用した分別チャットの普及が必要です。
- ◇近年は3Rに加えて、「ごみになるものを家庭に持ち込まない、不必要なものは買わない、断る(リフューズ)」が加わった「4R」の推進が求められており、マイバックの普及などを促進していく必要があります。



***食品ロスの量**

本来食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の量は年間464万トン(2023年度推計値)、日本人の1人あたりの食品ロス量は1年で約37kgです。

施策を進めるために

- ごみの排出抑制、減量化に向けた広報、啓発、行動促進に努めます。
- 食品ロスの抑制やプラスチックごみの削減につながる取り組みの普及に努めます。
- 4R(リフューズ/ごみの発生回避、リデュース/ごみの減量、リユース/再使用、リサイクル/再利用)を推進します。



5 公園

めざす方向、姿

◎ こどもの遊び場、憩いの場として、多くの町民に利用される公園づくり

施策1 公園をきれいに保ち、適切に管理します。

《現状》

- 町内には、地域住民の協力により管理を委託している南剣淵公園と丸山公園のほか、ここに公園、児童公園、ふれあい公園などがあります。老朽化した遊具の点検を実施し、危険な状態の遊具を撤去するなど安全に利用できるように維持管理を行っています。
- 桜岡公園には、桜岡湖、オートキャンプ場などの付帯設備があり、町民をはじめ町外からも多くの人を訪れる憩いの場となっています。

【必要なこと】

- ◇利用実態を明確にしたうえで、不要な場所は廃止し、必要な遊具の更新を進めることが必要です。
- ◇地域によっては人口減少や高齢化にともない公園の管理が難しくなるため、維持管理体制の見直しが必要です。
- ◇公園は、親子の遊び場であるほか、子どもたちをはじめ町民の交流や憩いの場として重要な役割を担っており、遊具の更新や充実、環境整備などに努めていくことが必要です。

施策を進めるために

- 公園の配置、遊具の配置、管理体制のあり方などについて検討し、進めます。
- 遊具や関連施設を計画的に更新、整備します。

6 火葬場、墓地



めざす方向、姿

◎ 町民が安心して利用できる火葬場や墓地の環境整備

施策1 火葬場と墓地を適切に管理します。

《現状》

- 町内には1つの火葬場と、中央墓地をはじめ6つの墓地があり、維持管理に努めています。
- 改修など町の都合で町外の火葬場を使用した場合は、使用料の一部(差額相当)の補助を実施しています。

【必要なこと】

- ◇墓地や火葬場を適切に管理していくことが必要です。
- ◇火葬場施設の老朽化が進んでおり、施設の維持管理のあり方について検討することが必要です。

施策を進めるために

- 火葬場の施設、設備を適切に更新、維持管理します。
- 周辺環境を含め墓地を適切に管理します。



7 防災

めざす方向、姿

- ◎ 町民に対して防災の意識や行動を促すとともに、防災体制を整え、自助・共助・公助*で災害に備える

関連する個別計画(計画期間)	地域防災計画(随時見直し)	国民保護計画(随時見直し)
	地域強靱化計画(随時見直し)	業務継続計画(随時見直し)



*自助、共助、公助

「自助」は、自分自身で守ることです。「共助」は、近所や地域の方々と助け合うことです。「公助」は、役場、消防、警察、自衛隊などによる公的な支援のことです。

施策1 災害に対する意識と備えを広めるとともに、町主体の防災体制を強化します。

《現状》

- 近年、大雨により中小河川の氾濫が発生する頻度が高まっています。
- 「地域防災計画」の更新、備蓄用災害対策物品や食料などの更新、民間企業との連携(災害時の飲料水提供等)などを進めています。
- 2024(令和6)年度に、災害時に自力で避難することが難しいとされる方の個別避難計画を策定しました。
- 高齢者、障がい者、乳幼児など、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成しています。

【必要なこと】

- ◇2024(令和6)年1月に能登半島地震が発生し、南海トラフ地震の発生が懸念される中、「地域防災計画」などを適宜見直すとともに、より一層の防災に対する備えを強化することが必要です。
- ◇避難場所や避難所については、土砂災害警戒区域内に避難場所があったり、避難所に指定された施設の老朽化が進んでいることをふまえ、見直すことが必要です。
- ◇避難行動要支援者名簿、災害時避難行動要支援者の個別避難計画を適宜更新することが必要です。

施策を進めるために

- 災害への意識を高めたり、防災に関する知識を広めたりします。
- 避難場所や避難所をはじめ、災害時に必要な情報などを日ごろから周知します。
- 災害時や非常事態時に、迅速かつ適切に行動し、かつ業務が継続できる庁内体制をつくります。
- 避難場所や避難所の見直し、新たな設定を行います。
- 災害時に必要な物品や資機材、食料などを計画的に配備します。
- 防災行政無線など災害時の通信手段を確保します。
- 避難行動要支援者の把握とともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を定期的に見直します。

施策2 地域の防災力を高めます。

《現状》

- 一般住民や各地域の安全部長を対象にした災害に関する研修会を開催し、防災に関する意識を高めています。
- 一部の自治会では、自主防災組織を設置しています。
- 研修会の開催により防災に関する意識を高めています。自主防災組織の全町設置には至っていない状況です。

【必要なこと】

- ◇災害はいつ発生するかわからないため、冬の大地震を想定した訓練など地域の特性に合った研修をはじめ、様々なケースを想定した研修を行うことが必要です。

施策を進めるために

- 地域や事業所における防災組織づくり、災害ボランティア活動を促進します。
- 防災訓練を町民参加で実施します。





8 消防、救急

めざす方向、姿

- ◎ 防火や救急に対する町民の意識の向上
- ◎ 迅速な消防、救急活動

施策1 防火意識と火災時の行動力を高めます。

《現状》

- 土別市、和寒町、幌加内町と共同で土別地方消防事務組合を組織し、消防・救急活動を行っています。町内に剣淵支署を設置し、常備消防体制を確保しているほか、救急業務については土別消防署と連携を取りながら対応しています。
- 町民の防火、救急の意識向上を目的に防火広報・啓発、消防訓練、救急講習を実施しています。
- 年間の火災は増えていませんが、救急件数が増加しています。
- 住宅用火災警報器の設置を促進しており、設置率の向上に取り組んでいます。

【必要なこと】

- ◇防火に対する意識をさらに向上させることが必要です。

施策を進めるために

- 火災を未然に防ぐ意識を高める広報や啓発活動を行います。
- 火災時や救急時に迅速かつ適切に対応できるよう、消防訓練や救急講習などを行います。
- 消防法に基づく立入検査、住宅用火災警報器の設置や適切な維持管理の促進などを行います。

施策2 消防・救急に迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。

《現状》

- 剣淵支署と消防団に消防資器材や消防車両を配備しています。
- 町内に上水道消火栓や防火水槽などの消防水利施設があり、必要に応じて更新しています。

【必要なこと】

- ◇消防車両の更新を計画的に進めることが必要です。
- ◇消防庁舎の事務所が手狭であり、事務所や消防団員室を改修し、快適に仕事ができる環境づくりを進めることが必要です。



施策を進めるために

- 消防職員の災害対応能力の向上に努めます。
- 消防水利施設の改修、更新を進めます。
- 消防車両や各種資機材、通信機器などを計画的に更新します。
- 消防施設の改修を行います。

施策3 消防団の消防体制を整えます。

《現状》

- 地域の消防体制として、2分団体制のもと、消防団を結成しています。
- 消防団員定数は45名で運用していますが、団員数は減少傾向にあります。

【必要なこと】

- ◇高齢化や町民の就業形態の変化などにより、団員の確保が困難になりつつあります。消防団員を確保し定数を維持していくことが必要です。

施策を進めるために

- 消防団員の確保、災害対応能力の向上に努めます。
- 消防団が使用する装備などを定期的に更新します。



9 交通安全

めざす方向、姿

◎ 交通事故の発生を未然に防ぐ意識の向上、環境づくり

施策1 交通事故を未然に防ぐ意識を高めます。

《現状》

- 交通安全推進協議会が主体となり、年4回北海道内で実施される交通安全運動に合わせて啓発を実施しています。2024(令和6)年2月に交通事故死2,000日を達成しています。
- 近年は、全国的にあおり運転や飲酒運転などの危険運転も増加傾向にあり、交通ルールを遵守している運転手や歩行者も事故に巻き込まれるケースが出てきています。
- 高齢化が進むにつれて、高齢者が関わる交通事故が増えています。本町では、免許を返納した高齢者等には、乗合自動車「じんじん号」の助成を行っています。

【必要なこと】

- ◇加害者にも被害者にもならないよう、交通安全の意識づくりを高める必要があります。
- ◇こども、成人、高齢者など、それぞれに合わせた意識啓発を行う必要があります。

施策を進めるために

- 交通事故を未然に防ぐ意識を高める広報や啓発活動を行います。
- 町民参加による交通安全運動や交通安全教室を実施します。

施策2 交通安全を推進する体制や環境をつくります。

《現状》

- 北海道内で発生する交通事故は全国的にも多く、中でも死亡事故が多いのが特徴です。本町でも、通過車両が増え、道路の改修が進むなかでスピードも出しやすくなり、交通事故の増加が懸念されています。

【必要なこと】

- ◇高齢化や交通量の変化に伴い、歩道や道路標識などの交通安全施設の整備が必要です。
- ◇交通安全指導員の担い手が不足しており、委員職の重複が多い防犯協会との統合など組織の見直しが必要です。

施策を進めるために

- 交通安全を推進する体制を見直します。
- 国や北海道の道路管理者に対して、信号機、横断歩道など交通安全施設の設置を要請します。
- 標識など町の交通安全施設は、要望に対して設置を検討します。

10 防犯



めざす方向、姿

◎ 犯罪の発生を未然に防ぐ意識の向上、環境づくり

施策1 犯罪を未然に防ぐための意識・環境づくりを進めます。

《現状》

- 道内では犯罪が減少傾向にありますが、住宅や店舗への侵入窃盗、車上ねらい、自転車盗など身近なところで発生する窃盗事件が大半を占めています。また近年は、高齢者を狙った特殊詐欺も増えており、本町でも、窃盗事件のほか、特殊詐欺、不審者(車両)の発生や児童の連れまわし事案が発生しています。
- 青色回転灯装着車による町内パトロールのほか、各期別に防犯啓発活動や無線放送による呼びかけを行い、防犯意識の高揚に努めています。

【必要なこと】

- ◇小中学生が犯罪に巻き込まれないように、防犯意識の高揚が必要です。
- ◇高齢者に対しては、消費生活センターと連携し、特殊詐欺による被害の発生防止、早期解決に努めることが必要です。
- ◇インターネットの普及により、サイバー犯罪*、インターネット上でのトラブル等に関する犯罪が増加傾向にあり、被害の発生を防ぐことが必要です。
- ◇防犯協会の担い手が不足しており、委員職の重複が多い交通安全推進協議会との統合など組織の見直しが必要です。



*サイバー犯罪

コンピュータ技術や電気通信技術を悪用した犯罪です。オンライン端末を不正に操作して無断で他人の口座から預金を移したり、ネット上で違法な物品を販売したり、他人のID、パスワードを無断で使用してコンピュータを不正に使用することなどです。

施策を進めるために

- 犯罪を未然に防ぐための広報、啓発活動、相談対応(窓口案内)などを行います。
- 日ごろから犯罪の発生を未然に防ぐ情報共有、見守りを行います。
- 町民参加による防犯活動を推進します。



第5章 使いやすく持続可能な生活基盤があるまちをつくる

1 土地利用

めざす方向、姿

- ◎ 住み良さと環境の保全が共存できる土地利用

施策1 土地利用を総合的に考え、進めます。

《現状》

- 名寄盆地に属する本町は、中央部には平地、東と西の両側に丘陵地が広がり、山林と農地が町域の約8割を占めています。農業地域と森林地域は「農業振興地域整備計画」と「森林整備計画」に基づき、土地利用が行われています。

【必要なこと】

- ◇農業のまちとして発展してきた本町では、今後も継続的な農業の発展と快適な住環境づくりが調和する土地利用を推進していくことが必要です。
- ◇人口減少・高齢化が進むなか、自ら移動手段を持たない高齢者等も安心して暮らすことができる、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりが重要です。そのため、公共施設の配置、管理についても長期的な視点で見直していくことが必要です。
- ◇環境や生態系に配慮した土地利用が重視されるなか、山林や河川周辺など、自然が多く残されている土地については、環境負荷に配慮した土地地用を進めていくことが必要です。

施策を進めるために

- 自然が多い地域、農業振興地域、市街地地域などそれぞれの地域特性に沿った土地利用を進めます。
- コンパクトなまちづくりなど、これからのまちづくりに沿った土地利用を検討し、進めます。
- 環境負荷に配慮した土地地用を進めます。

施策2 空き地、空き家の有効活用を促進します。

《現状》

- 空き家住宅、空き店舗、空き地に関する情報は広報紙や町のホームページで情報発信しています。
- 所有者が管理をしていない空き家や、老朽化による倒壊の危険性がある空き家が増加しているため、空き家調査を行い、空き家の適切な管理を求める文章を、空き家に投函したり、納税通知書に同封したりしています。

【必要なこと】

- ◇物価高騰の影響で空き家の需要は以前と比べて高くなっており、情報収集とともに有効活用を進めていくことが必要です。

施策を進めるために

- 空き家住宅・空き店舗・空き地などの状況を把握します。
- 利用可能な空き家住宅・空き店舗・空き地などに関する情報を積極的に発信します。
- 町有地(寄付された空き地)の分譲を進めます。





2 住宅、宅地

めざす方向、姿

◎ 町内に住みたい人が住める住宅、宅地の供給

関連する個別計画(計画期間)	公営住宅等長寿命化計画(2017~2026)
----------------	------------------------

施策1 住宅の需要に対応した住宅が増えるようにします。

《現状》

- 町内には公営住宅、特定公共賃貸住宅や町有住宅などが約330戸あります。
- 公営住宅の建替えが進み、残り1棟5戸の建設を残すのみとなっています。個別改善工事は毎年4戸程度、計画的に実施しています。老朽化した公営住宅の除却も進めており、ストック総量の適正化を図っています。
- 世帯向け住宅は充足しており、空き住宅が増加傾向にある一方で、若い世代の単身向け住宅が不足しています。
- 宅地の分譲地について、南1条通りで宅地分譲に向けた道路整備を計画しているほか、公営住宅除却後の跡地については、住宅用地としての分譲を予定しています。

【必要なこと】

- ◇空き住宅の増加と単身住宅の不足が同時に進行しており、単身向け住宅や多世代共生型住宅など多様な住まい方に対応した整備を進め、住宅需要の変化に対応していくことが必要です。
- ◇建設費・修繕費の高騰により、計画的な更新・改修の財源確保が難しい状況ですが、国・道の補助金が活用できる省エネ・木造化・脱炭素型住宅の導入により、環境負荷を低減しながら事業費を抑制することも必要です。
- ◇公営住宅の入居基準を緩和し、子育て世帯や単身者が入居しやすくなりましたが、国の住宅政策や入居基準制度の動向を見据え、さらなる制度改正を検討していくことが必要です。
- ◇除却跡地を住宅地として分譲することで、移住・定住や若年層の呼び込みを促進していくことが必要です。
- ◇点在している利用目的のない町有地、空き地のうち、活用可能な場所については取得し、分譲を進めることが必要です。

施策を進めるために

- 建替え・個別改善・除却を一体的に見直し、ストック全体の最適化を図ります。
- 町有住宅・既存団地の活用や民間賃貸住宅との連携により、単身向け住宅を確保します。
- 除却跡地や南1条通り沿いの宅地分譲計画を具体化し、需要調査と販売戦略を検討します。
- 国・道補助金を活用し、脱炭素・省エネ改修を推進します。
- 住宅の入退去・修繕履歴をデジタル化し、効率的な維持管理に努めます。
- 空き家率・入居率を定期的に把握し、住宅政策の重点化に生かす。
- 空き地の取得を進め、空洞化部分した場所への建築を促進します。

3 水道



めざす方向、姿

- ◎ 安全で安定した飲料水の供給
- ◎ 効率的で持続可能な水道事業の運営

関連する個別計画(計画期間)	公営企業経営戦略(2025改定) 水道基本計画(2026~2035) 簡易水道事業水質検査計画(毎年策定)
----------------	---

施策1 水道の適切な維持管理、健全運営に努めます。

《現状》

- 本町には、町の運営する簡易水道施設(桜岡・西岡浄水場)2か所と地区水道組合が運営する飲料水供給施設16か所があります。
- 公営企業会計への移行により、経営の透明性と財務管理の精度の向上に努めているほか、2023(令和5)年度に料金を改定し、将来の人口減少を踏まえた適正な料金体系へと見直すなど、安定供給を維持しつつ、経営面での自立化と持続可能な運営体制の構築を進めています。
- 地区の飲料水供給施設では老朽化が進行していますが、町が改修費用の半額を助成するなど、組合による維持管理を支援しています。
- 水道スマートメーターの整備など遠隔監視システムの導入により、検針業務の効率化と漏水等の早期発見を行い、効率的な運用体制の構築に努めています。

【必要なこと】

- ◇人口減少・節水傾向により料金収入が減少する一方、浄水場や配水管をはじめとする施設の老朽化・耐震性不足が顕著になっており、経営安定化と今後必要になる更新費の確保が求められています。
- ◇大規模更新に伴う多額の投資費用と財政負担を、どのように平準化するかが課題となる中、西岡・桜岡両浄水場の改修を契機に、省エネ型・耐震型設備を導入することで、持続可能で強靱な水道システムを構築することが必要です。
- ◇近隣町村との広域連携・共同調達のあり方を検討する必要があります。

施策を進めるために

- 施設の計画的な更新と耐震化を推進します。
- 飲料水供給組合の維持管理を支援します。
- 広域的な経営基盤の強化に向け、上下水道の広域連携を検討します。



4 道路

めざす方向、姿

- ◎ 安全で便利な移動を支える道路の維持管理、利便性の向上
- ◎ 長期的な視点での道路体系の見直し、計画的な整備
- ◎ 冬期の安全な交通確保と持続可能で強靱な除雪体制の構築

関連する個別計画(計画期間)	釧淵町管内個別施設計画(橋梁)(2020~2029) 橋梁長寿命化計画(2018改定)
----------------	--

施策1 自転車や歩行者も安全に利用できる国道、道道などの整備を促進します。

《現状》

- 北海道縦貫自動車道が通っているほか、南北に走る国道40号をはじめ、国道239号、道道6路線と町道からなる道路網が通っています。
- 北海道縦貫自動車道の延伸が進むなか、道の駅周辺における高速道路パーキングエリアの整備、ハイウェイオアシス化の検討が進められています。

【必要なこと】

- ◇国道、道道については、老朽化や痛みが進む自歩道の改修など、自転車や歩行者が安全に通行できる環境づくりを関係機関に要請していくことが必要です。
- ◇北海道縦貫自動車道の通行車両を地域の活性化に結びつけるため、検討されている内容の実現に向けて、引き続き、関係機関に積極的に働きかけていくことが必要です。

施策を進めるために

- 国道・道道の改修や自歩道整備を促進します。
- 北海道縦貫自動車道の通行車両を地域の活性化に結びつける取り組みを進めます。
- 橋梁を計画的に改修します。

施策2 全体の老朽化を把握し、町道や橋の維持管理、長寿命化を進めます。

《現状》

- 町内の道路については、地域要望を反映した道路整備の優先順位に基づき、計画的に維持修繕を実施しています。
- 橋梁については、5年ごとに点検し、老朽度に応じて補修を行っています。

【必要なこと】

- ◇一部の橋や道路の付属物で老朽化、損傷が進行しており、修繕・更新費用が増加傾向にあります。限られた財政の中で効率的に維持管理を進めることが必要です。
- ◇豪雨などの自然災害により、路面損傷、法面崩壊などの復旧需要が発生することが増えており、迅速な復旧、安全確保体制を強化することが必要です。
- ◇職員の技術力維持と、新規採用職員へのノウハウ継承体制の充実が必要です。



施策を進めるために

- 道路、橋梁の長寿命化を推進します。
- 国・道の補助制度を積極的に活用し、維持管理の効率化を進めます。
- 防災・安全対策を強化します。(耐災害性の向上、通学路や高齢者の利用が多い路線では歩道・照明などの安全施設を重点的に整備)
- 道路の維持管理に関わる人材育成とノウハウ継承を進めます。
- 地域との協働体制を構築し推進します。(地域要望を反映した道路整備の優先順位の共有、地域住民との協働による維持管理)

施策3 道路の除排雪を安全かつ効率的に行います。

《現状》

- 町道の除雪については、町内全域で除雪・排雪作業を計画的に実施しています。
- 機械の修繕やメンテナンスを行い、作業効率の維持に努めていますが、降雪量や寒暖差の変動が大きく、作業時間や費用が増加傾向にあるほか、燃料費や機械整備費の上昇により委託費用が増大しています。
- 除雪作業員の高齢化や人手不足が進んでおり、安定したオペレーター確保が難しくなっています。

【必要なこと】

- ◇除雪機械の計画的な更新、除雪作業に従事する人員の確保、技術継承が必要です。
- ◇排雪スペースの確保やマナー向上など住民側に求めることが必要です。
- ◇省エネ型・高効率除雪車両や除雪管理システムの導入、広域連携による除雪機械の共用・共同購入などを検討し、作業効率化やコスト縮減を進めることが必要です。

施策を進めるために

- 除雪機械の計画的更新と効率的運用に努めます。
- 若手人材の確保、育成を支援し安定した除雪体制の確立に努めます。
- ICT活用や情報把握により作業の効率化に努めます。
- 歩道や公共施設周辺の軽微除雪など地域住民との協働による除雪を推進します。
- 住民への啓発活動を通じ、雪置き場確保や除雪マナーの向上を図ります。
- 近隣町村との広域的な連携や、機械の共同利用、応援体制の確立を検討します。





5 河川整備

めざす方向、姿

◎ 治水、利水、環境保全の視点を踏まえた河川の整備、維持管理

施策1 河川を維持管理します。

《現状》

- 町内には天塩川水系の支流である剣淵川があり、その流域に沿って本町が広がっています。南はペンケベオツペ川と六線川を境に和寒町に、北は犬牛別川と北東の山地を境に士別市に隣接しています。
- 河川の流下能力を維持するため、床さらいや支障木除去などの維持管理を計画的に実施しています。
- 道路河川愛護事業で自治会との協働による清掃・除草活動を行っています。
- 道が管理する河川の樋門、樋管など施設管理に関しては、北海道との協議を通じて適切な管理体制のあり方を検討しています。

【必要なこと】

- ◇豪雨や融雪時の増水により支障木や土砂堆積が見られる区間があるため、定期的な床さらい、支障木の除去により、河川の流下能力の維持し浸水リスクを低減することが必要です。
- ◇降雨パターンの変化に伴い、内水氾濫対策が必要となっています。

施策を進めるために

- 河床掘削、支障木除去を継続的に行い、流下能力を確保します。
- 護岸や排水施設の老朽化箇所を点検・補修します。
- 道管理河川への要望活動を継続します。
- 自治会等との連携により、清掃や軽微除草など地域ぐるみの維持管理を推進します。

6 公共交通



めざす方向、姿

- ◎ 誰もが利用できる移動手段として欠かせない公共交通の維持
- ◎ 町内の移動、町外への移動双方の利便性の向上

関連する個別計画(計画期間)

地域公共交通計画(2024~2028)

施策1 本町と町外を結ぶ公共交通の維持に努めます。

《現状》

- 本町と町外を結ぶ公共交通機関として、JR宗谷本線と路線バス(道北バス名寄線・旭川～名寄間)、都市間バス(高速なよろ号・札幌～名寄間)があります。
- 路線バス(道北バス名寄線)、都市間バス(高速なよろ号)は道の駅「絵本の里けんぶち」に停車するため、札幌方面に直行する交通手段として利用されています。
- 町内にはJR宗谷本線が通っており、快速列車が停車する剣淵駅があります。2023(令和5)年度から宗谷本線調査・実証事業協議会が設立され、宗谷本線が持続的な交通体系となるよう調査実証事業を行っています。

【必要なこと】

- ◇路線バス(道北バス名寄線)や高速バスの利用を促進し、路線維持に努めていくことが必要です。
- ◇観光列車のおもてなしや高校生の交通費負担などで宗谷本線の利用促進を進めていますが、町単独でできることには限界があるため、協議会全体で事業を促進することが必要です。

施策を進めるために

- 路線バス(道北バス名寄線)および高速バスの継続運行の要請、路線維持にかかる助成を行い、利用を促進します。
- 宗谷本線の存続に向けた要請を行い、利用を促進します。

施策2 町内の地域公共交通の確保、利便性の向上に努めます。

《現状》

- 町内の交通手段としては町営バスのほか、スクールバス、市街地温泉連絡バスなどが利用されています。バスの小型化、利用者に応じた運行路線・本数の見直し、より利用される場所への待合施設の移設などを行い、利便性の向上に努めています。
- 利便性向上のため他の交通機関との接続を可能にするためにダイヤを見直したほか、老朽化し倒壊の危険性がある停留所の解体を行いました。
- 町民を対象に、自宅と町内の主要な施設(連絡施設)の間を運行する乗合自動車「じんじん号」の運行を行っています。



【必要なこと】

- ◇利用状況に応じて、各種バスの運行路線を適宜見直していくことが必要です。
- ◇公共交通の利用拡大にあたって妨げとなっている要因を分析し、それを改善、解決していくことで、既存の公共交通の利用を促進することが必要です。特に、「利用したいけれど利用していない、利用できない」という住民が利用を控えている理由を分析しながら、改善を図り、利用の拡大につなげることが必要です。
- ◇バス車両の維持管理に努め、必要な車両を更新していくことが必要です。

施策を進めるために

- 地域特性に対応した持続可能な公共交通ネットワークの維持、機能強化に努めます。
- 町有バスの運行の見直し、乗り降り(利用)しやすさの向上に努めます。
- 乗合自動車「じんじん号」の利便性の向上(予約、乗降場所)に努めます。
- 細やかな運行情報の提供、案内(時刻、運行状況、利用方法など)に努めます。
- 乗りやすい車両、停留所や待合施設など待ちやすい環境づくりに努めます。
- 運転手等の確保に努めます。
- 子育て世代(子ども)、観光客、普段は車を運転している方、そろそろ車の運転が不安な方など新たな利用ニーズを掘り起こします。
- 公共交通体制の見直し、新たな公共交通体制づくりを検討します。

7 情報通信



めざす方向、姿

- ◎ これからの社会に欠かせない情報通信技術（ICT）を有効に活用できる環境づくり
- ◎ 町民の情報受信手段を踏まえた、情報通信手段の活用

施策1 情報通信基盤の利便性を町内全域で高め、活用します。

《現状》

- 防災行政無線を町から町民への広報、気象情報の提供などに日々利用しているほか、台風や大雨など気象警報が発表された際には、町民に伝える手段になっています。
- Wi-Fi*は、町内にある5つの公共施設（役場庁舎、道の駅、絵本の館、ふれあい健康センター、観光交流センター（まちの駅））で利用できます。



*Wi-Fi

無線でネットワークに接続する技術のことで、ここでは、電線を使わなくて通信できるサービスを差します。

【必要なこと】

- ◇町全域に整備された情報通信基盤を、利用していない世帯にも利用してもらえるに取り組むとともに、こどもたちの教育環境の充実や産業振興などまちづくりに有効に活用することが重要です。
- ◇防災行政無線は様々な情報を町民に伝える重要な手段であり、これからも維持していくことが重要です。
- ◇情報通信技術（ICT）を使える人と使えない人で受ける情報量に差が生まれないよう、情報のバリアフリーを進めていくことも必要です。

施策を進めるために

- 情報通信基盤（光ファイバー）の利用を促進します。
- 防災行政無線を適切に維持管理し、身近な情報通信手段として活用します。



第6章 人の絆と知恵で小さくても元気なまちをつくる

1 町外への情報発信、町外との交流



めざす方向、姿

- ◎ 多様な手段で、町の情報を積極的に発信する
- ◎ これまでのつながり、新たな縁を大切にしながら、町外との交流を深める

施策1 剣淵町や町の情報を積極的に発信します。

《現状》

- 町外の人への情報発信については町のホームページやSNSなどを通して行っています。また、道の駅や絵本の館など町外の人立ち寄りが多い場所で動画や画像、リーフレットなどを通じて情報発信を行っています。
- 剣淵町のキャンペーンガール「ぷっちな*」を町のPR活動に活用しています。
- 札幌で行われる「農業・農村ふれあいフェスタ」への参加や、道内外での特産品の販売を通して、剣淵町をPRしています。
- 町外の人への情報発信は、町のホームページやSNSなどを通して行っています。また、道の駅や絵本の館など町外の人立ち寄りが多い場所で動画や画像、リーフレットなどを通じて情報発信を行っています。
- 町外での特産品販売の機会を積極的に活用し、剣淵町をPRしています。
- 2024(令和6)年より町の公式LINEの運用を開始し、町の情報を発信しています。属性やニーズなどをふまえ発信相手を絞り込むセグメント機能を活用し、より効果的な情報発信に努めています。
- ふるさと納税を通じて町外の人に剣淵町を知ってもらう機会が増えています。財源確保だけでなく、剣淵町のPRや関係人口の創出にもつながっています。



*私が「ぷっちな」です。

「ぷっちな」は愛称で、本名は「アリエル・プチ・サンタ・ロサ・デ・リマ」です。身長約2m、7月12日(剣淵神社祭と同じ)、南米ペルーのパルカマヨ区生まれです。趣味はイベント巡り、絵本を読むことで、胸にはピンク色のハートの模様があり、ハートに触れると幸せが訪れるという噂があります。

【必要なこと】

- ◇移住や観光を推進する上で情報発信の充実が求められており、町民にも参加・協力を呼びかけながら、積極的に情報を発信していくことが必要です。
- ◇情報発信の方法が多様化する中で、効果的な手段を選び、情報を発信していくことが必要です。
- ◇町の公式LINEの登録者を増やし、迅速な情報発信を行っていくことが必要です。
- ◇地域おこし協力隊など外部人材の活用やデジタルコミュニティ*の作成などにより発信力を高め、剣淵町の認知度を高めていくことが必要です。ふるさと納税については町内の生産者、事業者等との連携を深め、返礼品の魅力を高めていくことが必要です。



*デジタルコミュニティ

デジタル技術やデータ等を利活用し、オンライン上で年齢や性別、技能、趣向等を問わず誰もが容易に利用できる、オープンなコミュニケーション空間です。

施策を進めるために

- 町外でのイベント時に剣淵町のPRを行います。
- 町のできごと、町での取り組みなどを、積極的に発信します。
- 移住を検討している方へ、町の情報発信や働きかけを行います。

施策2 町外の人や地域、企業等との交流を深めます。

《現状》

- 絵本の里づくりを縁に、これまで町外との交流が数多く生まれ、徐々に広がっています。
- 町外の自治体との交流については、友好都市提携を結んでいる香川県さぬき市と剣淵小学校の5・6年生との交流を行っているほか、姉妹都市提携を結んでいる富山県射水市と双方のイベント時に訪問団を相互に派遣するなどの交流を行っています。
- 国際交流は、剣淵国際交流の会により留学生のホームステイを受け入れ、農業体験や地域イベントへの参加などを通じて国際交流を行っています。
- アルパカ牧場のオープンを縁にペルー共和国タルマ市、フニン県パルカマヨ区との姉妹都市提携を行うようになり、民間組織を中心に交流を行っています。
- 農村地域では農業体験による交流や滞在型の農業体験を進めています。
- 剣淵町出身者による札幌剣淵会があり、年に1回、札幌にて交流しています。
- 町内にマツダ(株)の耐寒テスト基地があることを縁に、剣淵・マツダとふれあう会が中心となり、人の交流、双方での物産販売、マツダ陸上競技部の町内合宿などが行われています。2020(令和2)年には、マツダ(株)と剣淵町による包括連携協定を締結しました。

【必要なこと】

- ◇交流開始から長い時間が経つにつれ、世代交代による交流意識の低下や形骸化が見られることもあります。双方にとってより良い交流となるよう、交流のあり方について研究することが必要です。
- ◇町だけではなく町民主体となった交流を増やすことや、町民と民間事業者のネットワークから交流を拡大することも必要です。
- ◇剣淵町の出身者、絵本作家、ふるさと納税者など、剣淵町と関りのある方々との縁を深め、町外から応援、PRしてもらえる関係人口*を増やすことが必要です。



*関係人口

移住者や一度訪れた観光客ではなく、特定の地域に、継続的に多様な形で関わる人のことです。地域の課題解決や活性化を地域とともに行う人たちとして期待されています。

施策を進めるために

- 絵本のまちづくりを縁とした交流を深めます。
- 姉妹・友好都市との交流を深めます。
- 国際的な交流を進めます。
- 剣淵町とゆかりのある人や団体との交流を深めます。
- マツダ株式会社との交流、連携を深めます。
- 関係人口の創出につながる取り組みを進めます。



2 町内の交流、住民活動

めざす方向、姿

◎ 小さい町ならではの交流、まちづくり活動が活発に行われるように支援する

施策1 町内各地域の活動を支援します。

《現状》

- 本町には、市街地域と農村地域合わせて11の自治会があり、これらを単位に活動が進められています。市街地域、農村地域ともに自治会の会員減少が進み、一部の自治会では未加入者が増えています。また、各自治会の状況を聞き取りした結果、活動のマンネリ化や、役員のなり手不足が課題との声があります。
- 地域と町のつなぎ役として、地区ごとに担当の職員(地域担当職員)を配置しています。

【必要なこと】

- ◇自治会の会員減少が予算の減少となり、小規模な自治会では、各団体等への年会費の負担が大きくなるなど費用面においても活動への影響が懸念されます。それぞれの自治会の実情に合わせて、無理なく少しずつ改善していくことが必要です。
- ◇役員任期が1年の自治会が多く、自治会連合会の活動も継続しづらいため、活動内容の再検討が必要です。
- ◇地域担当職員制度は、地区によって活動状況に差があります。より効果的に運用できるよう検討が必要です。

施策を進めるために

- 町内各地域の活動に関する情報を提供し、活動を支援します。
- 自治会館の改築・増築等に係る整備を支援します。
- 地域担当職員制度を活用します。

施策2 町内で、町民同士の交流やまちづくり活動が活発になるようにします。

《現状》

- 本町では、さまざまな団体や組織がまちづくり活動を行っています。特に絵本の里づくり活動は、地域文化の振興、こどもの育成などの幅広い分野での役割を担い、多くの団体や町民の交流が生まれています。
- 地域のまちづくり活動や地域活性につながる人材を支援するため、「まちづくり団体支援事業」により協働のまちづくりを支援しています。
- 地域おこし協力隊など町外からの人材や知恵をいかした地域の活性化やまちづくりを推進しています。
- まちづくりに関する会議の際には若い方に参加を呼び掛けるなど、まちづくり活動への参加者が拡大するよう努めています。
- 大学と包括連携協定を締結し、インターン生の受け入れを通じて、地域の課題解決や大学生と町民の交流を促進しています。



【必要なこと】

- ◇新たな活動を増やすとともに、現在行われている活動を支援していくことが重要です。
- ◇絵本の里づくり活動をはじめ各種活動については、参加者が固定化しない工夫とともに、新たな活動の展開、参加の拡大が必要です。
- ◇地域おこし協力隊の積極的採用により、地域の課題解決や活性化に力を入れることが必要です。
- ◇各種活動が町民に伝わってこないという声もあるため、町民に広く伝わるよう努めるとともに、若者がまちづくりに関心を持つよう推進することが必要です。
- ◇世代をこえて町民同士が交流したり、意見を交換したりする機会が増えるよう工夫する必要があります。
- ◇包括連携協定を締結している大学と連携し、ゼミナールやインターン生を受け入れ、地域の課題解決や活性化、大学生と町民が交流することによって生まれる「新たな視点」をまちづくりへ取り入れ、生まれた取り組みを継続して展開させていくことが必要です。

施策を進めるために

- 町民主体のまちづくり活動に関する情報を提供し、活動を支援します。
- まちづくりに関する学習機会などがあれば、広く参加を募ります。
- 若者同士、多世代など、さまざまな町民による交流機会をつくります。



3 男女共同参画

めざす方向、姿

◎ 男女を固定的に考えず、一人ひとりの人権や個性を尊重できるまち

関連する個別計画(計画期間)	特定事業主行動計画(2026~2030)
----------------	----------------------

施策1 男女がともに、地域や社会で活躍する機会を増やします。

《現状》

- 男女の人権が尊重され、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が平等に確保される「男女共同参画」に向けた意識の改革と社会環境の整備が求められています。
- まちづくりに関する組織づくりや意見収集の際には、男女ともに参加や意見反映ができるよう、努めています。審議会など政策方針決定の場への女性の参加率を高めることを目標としていますが、本町は3割以下の状況です。
- 性的少数者への差別や不当な扱いが問題となっており、配慮が求められています。

【必要なこと】

- ◇家庭や学校の教育、地域社会、職場などで、男女の枠にとらわれず、一人ひとりの個性や人権が尊重され、活動できるようにしていくことが必要です。
- ◇DVやモラルハラスメント*などで悩みを抱える人が早急に解決できるよう支援に努めることが必要です。
- ◇性的少数者への偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。



*DVやモラルハラスメント

DVとはドメスティック・バイオレンスの略語で親密な関係にある(あった)男女やパートナー間で行われる暴力のことです。モラルハラスメントは言葉や態度などによって人格や尊厳を傷つけたりする精神的な攻撃です。

施策を進めるために
<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する情報を提供し、相談対応(窓口案内)を行います。 ●DVやモラルハラスメントなどによる被害の防止、早期解決に努めます。 ●審議会や各種団体などで男性・女性双方からの登用と参画を促進します。 ●家庭や地域で男女がともに活躍できるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。 ●性的少数者への理解促進、配慮した対応に努めます。

4 広報、広聴、情報共有



めざす方向、姿

◎ 協働のまちづくりの基礎となる、まちの情報を伝え、意見交換ができる場、機会づくり

施策1 まちづくりに関する意見を聞いたり、意見交換ができる機会をつくります。

《現状》

- 自治会ごとのまちづくり懇談会や女性懇話会、小中学校、高校でのタウンミーティングを行い、相互に意見が交換できる場を設けています。
- 町長に対して声や提言を直接届ける「町長への手紙」の受付箱を、役場庁舎はじめ主要施設に設置しています。
- 情報公開条例に基づいて、適切な情報開示に努めています。
- 町の公式LINEを活用し、まちづくりへのご意見をLINEから送信できるようにしています。

【必要なこと】

- ◇幅広い層からまちづくりに興味を持ってもらうことが課題であり、情報提供や参加の呼びかけなどを工夫していくことが必要です。
- ◇まちづくり懇談会には若い年代の参加者が見られることもありますが全体的には固定化や減少が見られます。地域性に配慮し、実施時間帯や実施時期を工夫するなど、多くの町民が参加しやすいようにしていくことが必要です。
- ◇まちづくり懇談会に限らず、町側から出向いて意見を伺う場や各団体の代表者との懇談の場を設けるなど、意見をうかがう機会を増やしていくことが必要です。
- ◇意見や提言を受けた後、解決が難しい問題にも取り組むとともに、対応結果を周知することが必要です。

施策を進めるために

- 町の公式LINEも含め、まちづくりへの意見を町に届ける方法を周知します。
- まちづくりに関して、行政と町民が意見交換できる機会をつくります。
- 町民同士でまちづくりを一緒に考えたり、意見交換ができる機会をつくります。
- こどもや若者と一緒にまちづくりを考える機会をつくります。
- まちづくりの計画を周知し、意見を伺います。
- 広く意見を求めたい計画についてはパブリックコメントを実施します。

施策2 町やまちづくりの情報を迅速かつ積極的に伝えます。

《現状》

- 広報「けんぶち」を月1回発行し配布しているほか、月2回、回覧等の配布により、町民にお知らせしたいことや町の情報などを伝えています。
- 町民への毎日のお知らせについては、防災行政無線を活用しています。
- 町のホームページを通じて、町内外の方が自由に情報を得られるようにしています。
- SNSである Facebook を用いて、絵本の館とともに本町の情報発信を行っています。



【必要なこと】

- ◇SNSが普及し、広報手段が多様化する中、幅広い年代に情報が伝わることを重視し、効果的な方法を考えながら、広報に努めることが必要です。
- ◇新たな視点で特集記事を企画するなど広報「けんぶち」の充実に向けて取り組んでいくことが必要です。
- ◇ホームページを改修してから10年経過しているため、利用者にとってより利便性の高いホームページにリニューアルしていくことが必要です。
- ◇2028(令和10)年に開基130年を迎えることから、町史作成や記念行事に向けて取り組んでいくことが必要です。

施策を進めるために

- 町の広報やホームページなどで情報を提供します。
- SNS などを用いた広報、情報発信を行います。

5 行政運営



めざす方向、姿

- ◎ 行政運営を効率的、効果的に進める体制、環境づくり
- ◎ 町民目線を大切にしたサービスの向上

関連する個別計画(計画期間)

公共施設等総合管理計画(2017~2056)

施策1 住民サービスや事務処理の向上に努めます。

《現状》

- 庁内ネットワークの活用により情報伝達の迅速化、情報の共有化を図り、サービス向上に努めています。
- 2025(令和7)年度に町民の手続に要する時間短縮や負担軽減を図る窓口支援システムと、庁内のデジタル化・業務の迅速化を図る文書管理システムを導入しました。

【必要なこと】

- ◇ 入りやすい、尋ねやすい役場が求められており、町民目線に立った接遇の向上や環境整備を進めていくことが必要です。
- ◇ 剣淵町では、約2,600人がマイナンバーカードを所有していますが、今後も普及が必要です。
- ◇ AIやデジタルなどの新技術の活用が進む中、行政運営においても今後も積極的に取り入れていくことが必要です。

施策を進めるために

- 町民目線に立った住民サービス、環境改善に努めます。
- 行政運営に関するシステムや情報通信技術の活用、機器の更新により、行政運営の効率化や住民サービスの向上を図ります。

施策2 多様な行政課題に対応できる運営体制づくりに努めます。

《現状》

- 効率的な行政運営をめざし、組織や業務の見直しを適宜見直すとともに、複雑・多様化する行政ニーズに対応できるよう職員の資質向上に努めています。
- メンタルヘルス対策の推進のため、研修会への参加や定期的に健康相談窓口等の情報提供を行っています。また、職員の心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェックを実施しています。

【必要なこと】

- ◇ 「人材育成基本方針および職員研修計画」に基づき、職員の資質の向上に努めることが必要です。
- ◇ メンタルヘルス不調を未然に防止するためにも、ストレスチェック実施後の対応や調査結果を活用していくことが必要です。



施策を進めるために

- 組織を適宜見直し、効率的で効果の高い行政運営をめざします。
- 職員一人ひとりの資質や能力の向上に努めます。
- 健康で安心して働ける職場環境づくりを進めます。

施策3 広域的な枠組みによる行政運営を行います。

《現状》

- 上川管内北部9市町村とオホーツク・宗谷管内の4町村で形成する「北・北海道中央圏域定住自立圏」に属し、中心市と圏域町村の連携により、地域資源をいかした魅力ある地域づくりと安心して暮らせる地域社会の形成を進めています。
- 士別市、和寒町、幌加内町との一部事務組合により共同で消防・救急業務を行っているほか、ごみ処理をはじめ近隣自治体と共同で行っている業務があります。
- 道内に14ある地域づくり連絡会議の中で、本町は「上川地域づくり連携会議」に属し、国や北海道の計画に基づいた取り組みを進めています。
- こどもの誕生を祝い椅子を贈る「君の椅子」プロジェクトに、東川町・愛別町・東神楽町・厚真町・真狩村・留寿都村・泊村・神恵内村・中頓別町・秩父別町・浜頓別町、福島県葛尾村とともに参加しています。

【必要なこと】

- ◇共通の課題やテーマを複数の自治体、あるいは団体等とともに考え、取り組んでいくことが効果的なものについては、今後も連携を進めていくことが必要です。

施策を進めるために

- 周辺自治体と連携した広域行政を推進します。
- 共通の課題やテーマを持つ地域や自治体、団体等と連携して取り組みます。

6 財政運営



めざす方向、姿

◎ 持続可能なまちづくりを支える財政運営

施策1 健全な財政運営を推進します。

《現状》

- 健全な財政運営をめざし、経費節減や公共事業のコスト縮減などに取り組んでいます。
- 毎年度の予算編成方針に基づく作業の中で、経常的経費の節減等に努めていますが、人件費、維持補修費、公債費等の義務的経費の割合が高く、財政の硬直化が進んでいます。
- 本町の公共施設等の現状、将来の見通しを把握し、どのように対処していくかを「公共施設等総合管理計画」を策定し、示しています。
- 2024(令和6)年度に使用料、手数料を一部見直し、2025(令和7)年度から新たな料金設定となっています。

【必要なこと】

- ◇社会保障費の増加や税収をはじめとする歳入の伸び悩みにより財政の硬直化が進んでおり、限られた財源で持続可能な行政サービスを維持する工夫が求められるとともに、歳出の見直しや自主財源の確保が課題となっています。
- ◇経費などを柔軟に見直す体制を整えるとともに、人的・財政的資源を踏まえた事業の選択と集中を進め、中長期的な財政見通しに基づく堅実な運営を行うことが必要です。
- ◇第3セクターの経営改善が課題となっており、経営改善を着実に進めていくことが必要です。
- ◇「公共施設等総合管理計画」の見直しとともに、施設類型ごとの具体的方針となる個別計画の策定を進めることが必要です。

施策を進めるために

- 財政運営に関するシステムや情報通信技術の活用により、財政運営の効率化を図ります。
- 経費や補助金等を必要に応じて見直します。
- 財政状況の公表、情報提供を行います。
- 第3セクターの健全運営、経営力の向上に努めます。



施策2 財源の確保に努めます。

《現状》

- 町税の滞納者への督促、随時催告、訪問等により、収納率の向上に努めています。
- ふるさと納税制度を通じて町外の方々から本町へ寄附金が寄せられるようになりました。返礼品開発や新たなポータルサイトの導入等を行っていますが、自治体間での寄附獲得競争が激化する中、寄附額の大幅な増加にはつながっていません。

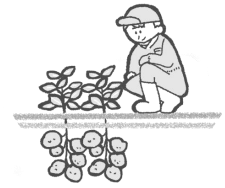
【必要なこと】

- ◇町税、保険料の滞納が増えており、収納率の向上に努めていくことが必要です。
- ◇今後外国人納税者が増加していくことをふまえ、納付への理解と収納向上に努めることが必要です。
- ◇ふるさと納税の返礼品の種類や提供事業者を充実させ供給力を高めるほか、町内店舗で寄附ができる現地型ふるさと納税を導入し、新たな寄附者の掘り起こしに努めることが必要です。
- ◇企業が自治体に寄付をすると税負担が軽減される企業版ふるさと納税を活用することも検討していくことが必要です。

施策を進めるために

- 受益者負担の適正化を踏まえ、使用料、手数料などを必要に応じて見直します。
- 税金や保険料への理解を促し、収納率の向上に努めます。
- 現地型ふるさと納税サービス等を活用するなど、ふるさと納税を推進します。

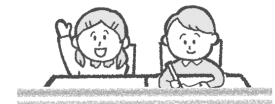
【指標一覧】



「第1章 働く場と地域の活力があるまちをつくる」の指標一覧

分野	指標名	説明、調査名 対象者など	単位	2021年 現在の数値	2025年 の目標	2025年 時点の実績	2030年 の目標
1 農業	農家戸数	農林業センサス	戸	283	258	232 2025.2末	209
	農地の集積率	剣淵町地域計画	%	95.0	96.0	93.8 2025.9	94.0
2 林業	間伐・植栽を行なった面積	町内森林において間伐や人工造林を行なった面積	ha	27.31	30.00	29.96 2024年	30.00
3 商工業	剣淵商工会の会員数	剣淵商工会の会員数	人	103	101	106 2024年度	101
	商工業振興に関する補助活用件数	新商品開発・販路開拓支援事業、起業化支援事業、商店街空き店舗活用支援事業、中小企業特別融資保証料補助、中小企業特別融資利子補給、中小企業制度資金利子補給の活用件数	件	40	45	40 2024年度	45
4 観光	観光入込客数	道の駅「絵本の里けんぶち」、絵本の館、剣淵温泉レークサイド桜岡、桜岡公園の利用者の総数	人	461,971	610,000	470,372 2024年度	250,000
	観光客宿泊延べ数	剣淵温泉レークサイド桜岡宿泊者の総数	人	2,984	3,900	5,530 2024年度	5,500
	町内イベント総入込数(延べ)	桜まつり、湖水まつり、夏まつり、ぐるっとライド、スノーフェスタの入込総数(延べ)	人	0	6,300	4,171 2024年度	7,000
	レンタサイクル利用者数	レンタサイクルの利用者の総数	人	148	188	162 2024年度	239

「第2章 子どもを育てやすく学びを楽しめるまちをつくる」の指標一覧



分野	指標名	説明、調査名 対象者など	単位	2021年 現在の数値	2025年 の目標	2025年 時点の実績	2030年 の目標
1 こども・若者、子育て支援	子育て支援センターの利用者数	子育て支援センター事業の利用者数	人	1,271	1,440	1,144 2025年	1,440
2 小中学校教育	小学校教育の充実に関する保護者の満足度	学校評価の保護者アンケートによる満足度の割合	%	83.0	80.0	85.0 2024年	80.0
	中学校教育の充実に関する保護者の評価	学校評価の保護者アンケートによる満足度の割合	%	67.2	75.0	72.3 2024年	75.0

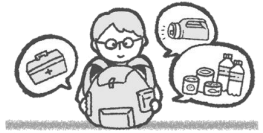
分野	指標名	説明、調査名 対象者など	単位	2021年 現在の数値	2025年 の目標	2025年 時点の実績	2030年 の目標
3 高等学校	介護福祉士合格率	介護福祉士国家試験合格率	%	77.7	85.0	100.0 2025.2	85.0
	日本農業技術検定3級合格率		%	85.7	90.0	53.3 2025.1	90.0
5 生涯学習、 社会教育	講習・教室への 参加人数	公民館講座などへの参加者	人	100	200	68 2025.10	220
6 芸術文化、 文化財	町主催の文化芸術事業の参加者数、または参加率(参加者/総人口)	芸術鑑賞等への参加者数	人	300	500	131 2025.10	550
7 スポーツ	スポーツ大会への参加率	公民館主催スポーツ大会への参加人数	人	-	-	93 2026.3	150



「第3章 健康と支え合いを大切にすまちをつくる」の指標一覧

分野	指標名	説明、調査名 対象者など	単位	2021年 現在の数値	2025年 の目標	2025年 時点の実績	2030年 の目標
1 保健、 医療	特定健診受診率	特定健診受診対象者に対する受診者の割合	%	74.5	70.0	71.2 2024年度	70.0
	特定保健指導実施率	特定保健指導対象者に対する実施割合	%	68.3	70.0	78.1 2024年度	80.0
2 地域福祉	サロン開催地区数・延参加数	サロン開催地区の数と、参加者とサポーターの延参加人数	か所 /人	6か所 /425人	7か所 /1,150人	6か所 /1,018人 2024年度	6か所 /1,000人
	福祉ボランティア登録者数	社会福祉協議会のボランティア登録者数	人	42	45	79 2025.9末	85
	民生委員児童委員の年間活動日数	民生委員児童委員1人当たりの年間活動日数	日	102	100	100 2024年度	100
3 高齢者福祉	高齢者に占める要介護・要支援認定者の割合	65歳以上の高齢者に占める要介護・要支援認定者の割合	%	17.3	18.7	18.6 2024年度	18.8
	居宅介護サービス利用者の割合	要介護・要支援認定者に占める居宅介護サービス利用者の割合	%	71.3	66.8	53.7 2024年度	66.6
	施設入所者の「要介護4・5」の割合	施設利用者に占める要介護4又は5の認定者の割合	%	75.8	64.0	65.3 2024年度	64.7
	高齢者に関する総合相談件数	地域包括支援センターに相談があった延件数	件	2,700	2,800	2,101 2024年度	2,300
	介護予防事業参加人数	地域包括支援センターで開催する介護予防教室の延参加人数	人	2,543	3,000	3,094 2024年度	3,000
	老人クラブ加入割合	65歳以上の老人クラブ加入割合	%	18	25	10 2024年度	15

分野	指標名	説明、調査名 対象者など	単位	2021年 現在の数値	2025年 の目標	2025年 時点の実績	2030年 の目標
4 障がい者 (児)福祉	障害福祉サービス利用者数	障がい福祉サービス利用者の実人数	人	55	55	58 2024年度	55
	地域生活支援事業利用者数	日常生活用具給付、移動支援事業、日中一時支援事業を利用した実人数	人	20	20	22 2024年度	20
	補装具費給付決定者数	補装具の給付を受けた実人数	人	7	7	6 2024年度	7



「第4章 豊かな環境と共生し安全に暮らせるまちをつくる」の指標一覧

分野	指標名	説明、調査名 対象者など	単位	2021年 現在の数値	2025年 の目標	2025年 時点の実績	2030年 の目標
1 自然保護、 環境共生	剣淵町地球温暖化対策実行計画に掲げた二酸化炭素排出量の削減率	平成25年度比二酸化炭素排出量の削減率	%	-3.0	20.0	14.1 2025.3	20.0
	低公害車の割合	公用車の台数	台	14	25	14 2025年度	35
2 景観、環境 美化	全町クリーン作戦の参加率	各自治会からの報告により参加率を集計	%	40.0	45.0	29.8 2025年度	45.0
3 排水処理、 し尿処理	汚水処理人口普及率	対象～全町民、計算方法(下水道区域内人口+合併処理浄化槽設置者人口+農業集落排水区域内人口)÷町内人口	%	84.6	93.0	87.2 2025年度	95.0
4 ごみ処理、 リサイクル	リサイクル率(リサイクル量/一般廃棄物総排出量)	北海道廃棄物処理計画(第4次)参照	%	48.1	48.1	71.4 2025.3	72.0
	一般廃棄物処理量	第4次循環型社会形成推進基本計画参照	t	1,180	915	451 2025.3	450
7 防災	自主防災訓練等の実施回数	町や自治会、サロン等が開催する訓練や研修会	回	4	8	3 2026.3末	8
8 消防、救急	消防団員の充足率	実員数/条例で定める消防団員の定数	%	88.8	100.0	86.6 2025.4.1	100.0
9 交通安全	1年間の交通事故発生件数	「士別警察署管内の交通事故発生状況調」により把握(人身事故)	件	1	0	1 2025年度	0
10 防犯	1年間の刑法犯認知件数	「士別警察署管内の刑法犯認知件数調」により把握	件	5	0	4 2025年度	0



「第5章 使いやすく持続可能な生活基盤があるまちをつくる」の指標一覧

分野	指標名	説明、調査名 対象者など	単位	2021年 現在の数値	2025年 の目標	2025年 時点の実績	2030年 の目標
1 土地利用	剣淵町内空き家・空き地の成約件数	町に登録された物件の成約件数	件	2	2	4 2025年度	2
2 住宅、宅地	公営借家住宅数	公営住宅長寿命化計画参照	戸	328	277	298 2025年度	284
	長寿命化計画対象住戸	公営住宅長寿命化計画参照	戸	303	252	283 2025年度	253
	一般住宅の建築確認申請件数	中心4町内の戸建て住宅の建設見込み戸数	戸	1	5	11 2025年度	10
3 水道	水道普及率	簡易水道の普及率(簡易水道給水人口/町内総人口×100)	%	82.3	85.0	81.6 2025年度	88.0
4 道路	道路施設の老朽化対策率	修繕事業開始から現在の剣淵町個別施設計画(橋梁)における修繕済み橋梁の割合	%	38.5	76.9	56.3 2025年度	90.0
6 公共交通	じんじん号の利用回数	登録書(町民)	名	2,169 2020.2~ 2020.1	2,300	2,385 2025.3	2,500



「第6章 人の絆と知恵で小さくても元気なまちをつくる」の指標一覧

分野	指標名	説明、調査名 対象者など	単位	2021年 現在の数値	2025年 の目標	2025年 時点の実績	2030年 の目標
1 町外への情報発信、町外との交流	町外で行われるイベントへの参加回数など		回	5	5	4 2025年度	5
2 町内の交流、住民活動	自治会への加入世帯率	北海道町内会連合会「会員組織状況調」	%	97.6	98.0	95.5 2025.4.1	100.0
3 男女共同参画	女性委員の登用率	各審議会等への女性委員の登用割合	%	28.4	30.0	23.7 2025.4.1	32.0
4 広報、広聴、情報共有	広聴の場の延べ参加数	町長との懇話・懇談会への参加人数(延べ)	延べ人数	76	90	53 2025年度	100
5 行政運営	1年間の職員研修参加者数	市町村職員研修センター、市町村職員合同研修等参加者	人	52	55	30 2025.12末	60
6 財政運営	実質公債費率	3カ年平均	%	4.5	4.0	7.1 2024年度決算	4.0
	将来負担比率		%	0.8	-	-	-

絵本の里 けんぶち
北海道 剣淵町



©Kembuchi Town キャンペーンガール
ぶっちな

発行 剣淵町 総務課

〒098-0392 北海道上川郡剣淵町仲町37番1号

■電話■ 0165-26-9021

■町のホームページ■ <https://www.town.kembuchi.hokkaido.jp/>